

京都の文化
叢書

第十六集

京都府教育委員会

序 文

昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、国指定の文化財だけでなく、府内各地の身近な文化財に対する新たな関心がはぐくまれてきました。こうした文化財は、京都の歴史や文化を理解する上で、また新しい京都の文化を創造していく上で大変重要な意味を持つています。これらの文化財を守り、後世に伝えていくことは、私たち京都府民の責務であるとともに、これらを新しい文化の創造と発展のための礎として有効に活用することが、現在の生涯学習社会においてますます大切になってきています。

京都府では、条例に基づく第十六回目の文化財の指定、登録、決定等を行い、平成十年三月十三日付けて公示しました。今回の指定、登録、決定等は合わせて十八件で、これまでの合計は五六三件となりました。このうち、二十三件が国の重要文化財等に指定され、そして登録文化財一件の取消しにより、現在の指定、登録、決定等の実数は五三九件となっています。

この『京都の文化財第十六集』は、今回指定、登録、決定等を行った文化財を紹介したものです。刊行に当たり文化財所有者、関係機関各位に多大な御協力をいたいたことに対し感謝申し上げますとともに、本冊子がこれまことに刊行された十五集と併せ、府内の数多くの文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

平成十一年三月

京都府教育委員会

教育長 武 田 盛 治



凡例

一、本図録は、第十六回京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区を収める。

二、掲載の順序は、建造物をはじめ種別ごととし、各種別内においては指定・登録の順とした。

三、本文の掲載は原則として次のとおりとした。

名称	員数	指定・登録等の別	所在の場所	所有者	法量・構造形式等
時代	解説				

四、本文は、文化財保護課職員が執筆、編集した。なお、各文末に執筆者名を記した。

目次

凡序
例文

建造物

妙顯寺
みょうけんじ

七棟
(指定)

京都市上京区寺ノ内通新町西入る妙顯寺前町

宗教法人 妙顯寺

建立年代 本堂

天保元年(一八三〇)

三菩薩堂

文化元年(一八〇四)

鬼子母神堂

天保一四年(一八四三) [縁高欄擬宝珠銘]

客殿

江戸時代後期

积迦堂

江戸時代前期

鐘樓

寛政二年(一七九〇) [棟札]

表門

弘化三年(一八四六)

本堂

(一棟) 柱行七間、梁行七間、正面向拝三間、背面向拝三間、一重、入母屋造、本瓦葺

三菩薩堂

(一棟) 柱行正面五間、背面六間、梁行四間、一重、入母屋造、正面向拝三間、背面向拝一間、銅板葺

鬼子母神堂

(一棟) 鬼子母神堂、相の間、礼堂よりなる

鬼子母神堂 柱行五・三メートル、梁行五・三メートル、

一重、宝形造、本瓦葺

相の間 柱行二間、梁行一間、一重、両下造、棧瓦葺

礼堂 柱行三間、梁行四間、向拝一間、一重、入母屋造、棧瓦葺

客殿

(一棟) 柱行二・六メートル、梁行一七・六メートル、一重、入母屋造、棧瓦葺

积迦堂

(一棟) 柱行一間、梁行一間、一重、宝形造、本瓦葺

鐘樓

(一棟) 柱行一間、梁行一間、一重、切妻造、本瓦葺

表門

(一棟) 高麗門、本瓦葺

庫裏 一棟

書院 一棟

十一重塔 一棟



本堂

妙顯寺は上京区寺ノ内にある口蓮宗寺院で、山号を具足山、またの名を龍華といふ。周辺には本法寺や妙覺寺などの多くの寺院が建ち並ぶ。

寺は元亨元年（一二三二）に開山の日像（一二六九—一三四二）が、後醍醐天皇から皇居の御溝のそば、今小路に寺地を占めたのを始まりといふ。その後、境内は転々とするが、現在地には天正二年（一五八三）の秀吉の妙顯寺城建立のために、二条西洞院から移転してきたもので、現在の伽藍は天明八年（一七八八）の京都大火後に整備されたものである。

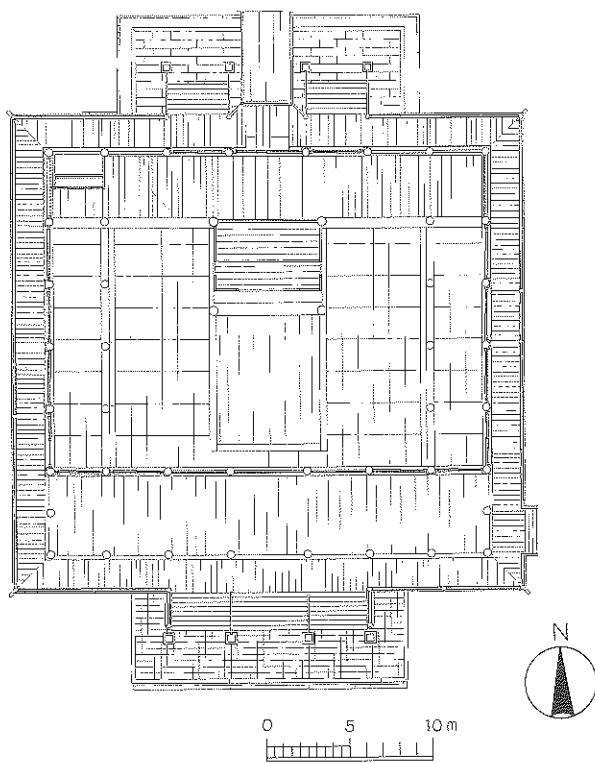
寺ノ内通に南面して表門を構え、そこより北にのびる参道の先に本堂が南面する。本堂の東方に三菩薩堂が西面し、さらに本堂と三菩薩堂の間に鬼子母神堂が位置する。

天明大火後の整備は、まず、寛政二年（一七九〇）に仮堂が建てられ、開山忌が行われ、翌年には開山四五〇回忌に合わせて客殿・庫裏・鐘楼が整えられた。続いて同七年に祖師堂（三菩薩堂）の再建普請願書が出され、文化元年（一八〇四）九月に落成した。本堂は文政五年（一八二二）に創始がおこなわれたが、完成までには時間を要し、天保元年（一八三〇）九月に上棟式が行われた。さらに大棟鬼瓦には天保四年の銘がある。その後弘化三年（一八四六）には表門の普請が行われ、一応の整備が終了する。

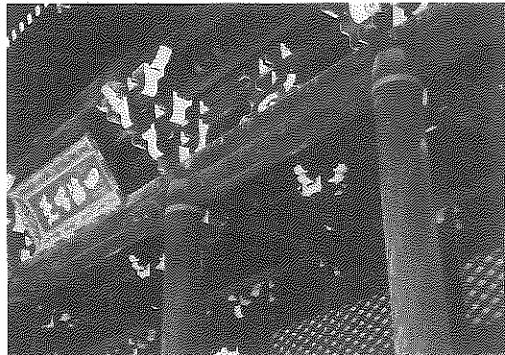
本堂は桁行七間、梁行七間、正面向外拵三間、背面向外拵三間の平面をもち、近世後半の日蓮宗本山本堂の標準的な規格を持つもので、その平面形式と外回りの立面構成も伝統的な手法を踏襲したものである。

三菩薩堂は祖師堂にあたる建物であるが、宗祖日蓮の他に開祖日像とその兄日朗を合祀しているので、特に三菩薩堂と称されている。天明大火の後、直ちに仮本堂として再建された桁行正面五間、背面六間、梁行四間、正面向外拵三間、背面向外拵一間の建物で、平面構成は祖師堂に通例的なものであるが、他の日蓮宗寺院の祖師堂と比較すれば立ちが高く、建立の時期を表すものといえる。なお、近年の修理によって屋根は本瓦葺から銅板葺に変更されている。

鬼子母神堂は、礼堂・相の間、鬼子母神堂からなる複合建物で、鬼子母神堂は土蔵造となる特徴がある。



本堂内部



本堂詳細

客殿は京都の日蓮宗寺院中で、現存する最大規模の客殿建築で、内部は前後に分け、前方は中央に四五畳、左右に二七畳、後方中央を仏間とし、その左右に一五畳の各部屋を配置する。

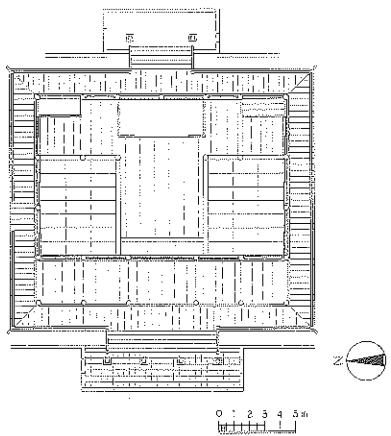
釈迦堂は境内西北に位置し、主要伽藍からは孤立しているため、天明大火の類焼を免れた方一間、宝形造の屋根を持つ建物で、内部に大きな釈迦座像と千体仏を安置する。妙顯寺の仏堂中では最も古いものであり、細部の様式手法からみて、その建立は一七世紀前半期を降らないものである。

鐘楼は、棟札から寛政二年（一七九〇）に上棟されたことが判明するもので、創建時は総門東側にあつたものを、昭和四〇年に五重塔の旧地に移してきたものである。

表門は寺ノ内通りに開く高麗門で、頭貫端の大振りの木鼻彫物が特徴的である。

妙顯寺は洛中日蓮宗寺院の筆頭とされる寺格をもち、その本堂、客殿は最大級の規模を誇るとともに、構造手法は近世後期の機運を随所に取り入れたもので、京都市内の寺院建築の在り方を知るうえで貴重であり、また、釈迦堂は洛中に残る数少ない江戸時代初期の建物として重要である。さらに、整った伽藍主要建物群は歴史的にも高く評価できる。

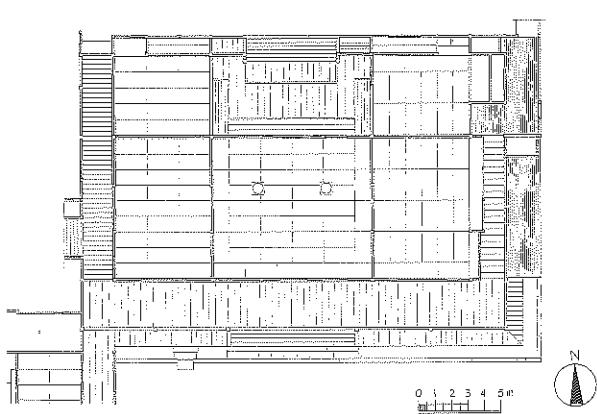
（引間俊彰）



三菩薩堂平面図



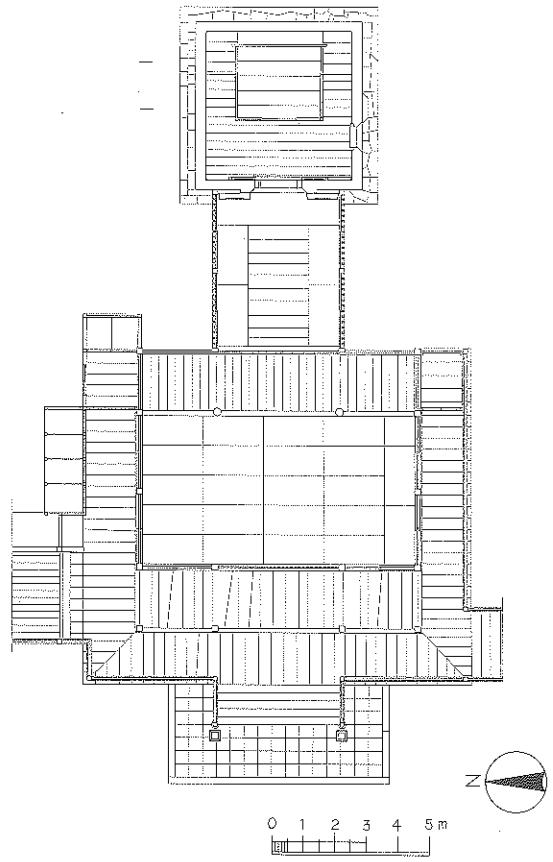
三菩薩堂



客殿平面図



客殿



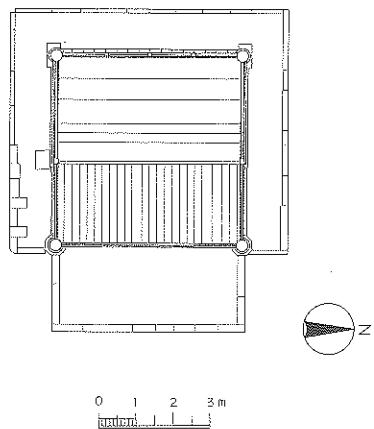
鬼子母神堂平面図



鬼子母神堂礼堂



鬼子母神堂



积迦堂平面図



积迦堂



表門



鐘樓

きゅうおかだばし
旧岡田橋

舞鶴市字岡田由里
一基 (指定)

国(建設省)

石造単アーチ橋 一基

全長	一六・九メートル
幅員	五・八メートル
径間	一二・七メートル
拱矢	四・三メートル
半円形	六・八メートル

建設年代 明治二〇年(一八八七)

旧岡田橋は、舞鶴市岡田由里に所在し、由良川の支流岡田川に架かる。

この橋は、明治一四年から二二年度にかけて京都府が実施した「京都宮津間車道開鑿工事」によって建造されたものである。当時、丹波・丹後の両地方の交通は道が険しく貨物運輸に支障をきたしており、さらに、軍港建設時の資材運輸のためにも交通路整備が必要とされていた。路線は京都市内から山陰街道を北上し、福知山市河守から志高、久川、由良、長尾峠、栗田、栗田峠、宮津へと通じるものである。この区間には八つの新橋が建設されたが、このうち王子橋・京口橋・牧川橋・桧川橋・岡田橋・大手橋の六つは石造の橋であった。

「京都宮津間車道開鑿工事」は、土木課長のもと、技手田所重禮を工事監督とし、さらに技手九人、属二人、御用掛一人、雇七人、測量員として技手四人、属一人、雇一人で進められた。

岡田橋は、明治二〇年度に工費千八百十三円三拾錢五里を費やして造られたもので、橋長一六・九メートル、橋巾五・八メートル、弦長一二・七メートル、矢四・三メートル、台形の花崗岩を積み重ねてアーチをつくり、橋側



旧岡田橋

面の石の重みによりアーチを締め付ける構造体となつていて、内部は、土砂の粗い詰物をし、その上に敷石を詰めている。

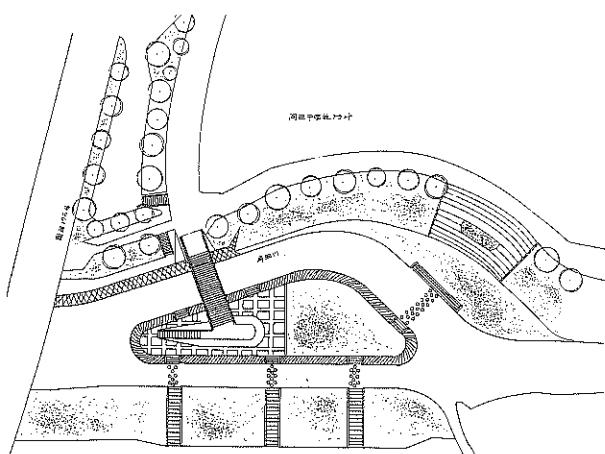
石橋の基礎にある部分で橋の足元左右の台石五つは、三角形に外側に出る形となつていて、この台石の形は、開鑿工事により建造された石橋（王子橋、京口橋、大手橋、松川橋）に共通してみられるところから、同工事の特徴の一つといえる。

欄干は、アーチ橋本体と同じく花崗岩で造られていたが、自動車の接触事故により失われていて、しかしながら、岡田橋と同事業で建造され、同じ構造手法、寸法を持つ近在の松川橋の欄干の一部が、地元に保存されており、岡田橋の欄干復原は可能である。

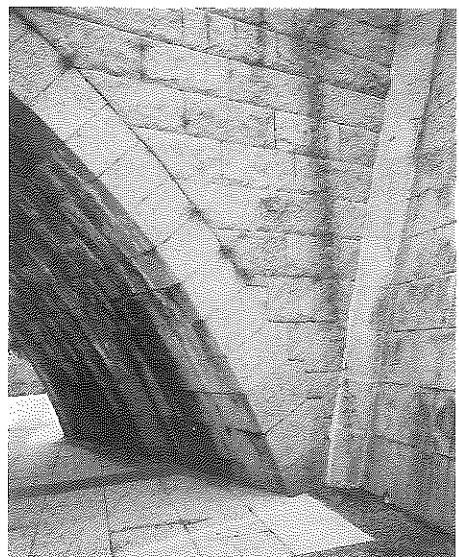
岡田橋は、平成八年に歴史と水に親しむ「旧岡田橋河川水辺公園」として、京都府・舞鶴市によって整備され、欄干は安全性を考慮した背の高いものに変更されている。

現在では、明治時代に実施された「京都宮津間車道開鑿工事」によって建造された石橋が残されているのは、舞鶴市の岡田橋と亀岡市の王子橋のみとなっており、その歴史的価値は高い。また、明治の土木技術を現代に伝える石橋としても貴重なものといえる。

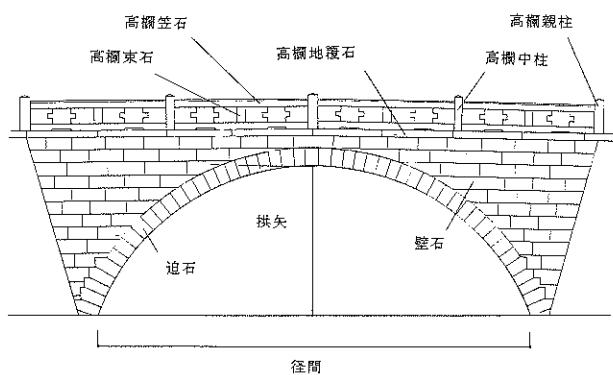
（引間俊彰）



旧岡田橋配置図



詳 細



旧岡田橋復原図

旧平野家住宅主屋

きゅうひらのけじゅうたくしゅや

加佐郡大江町字北有路小字堂本
二棟(指定)

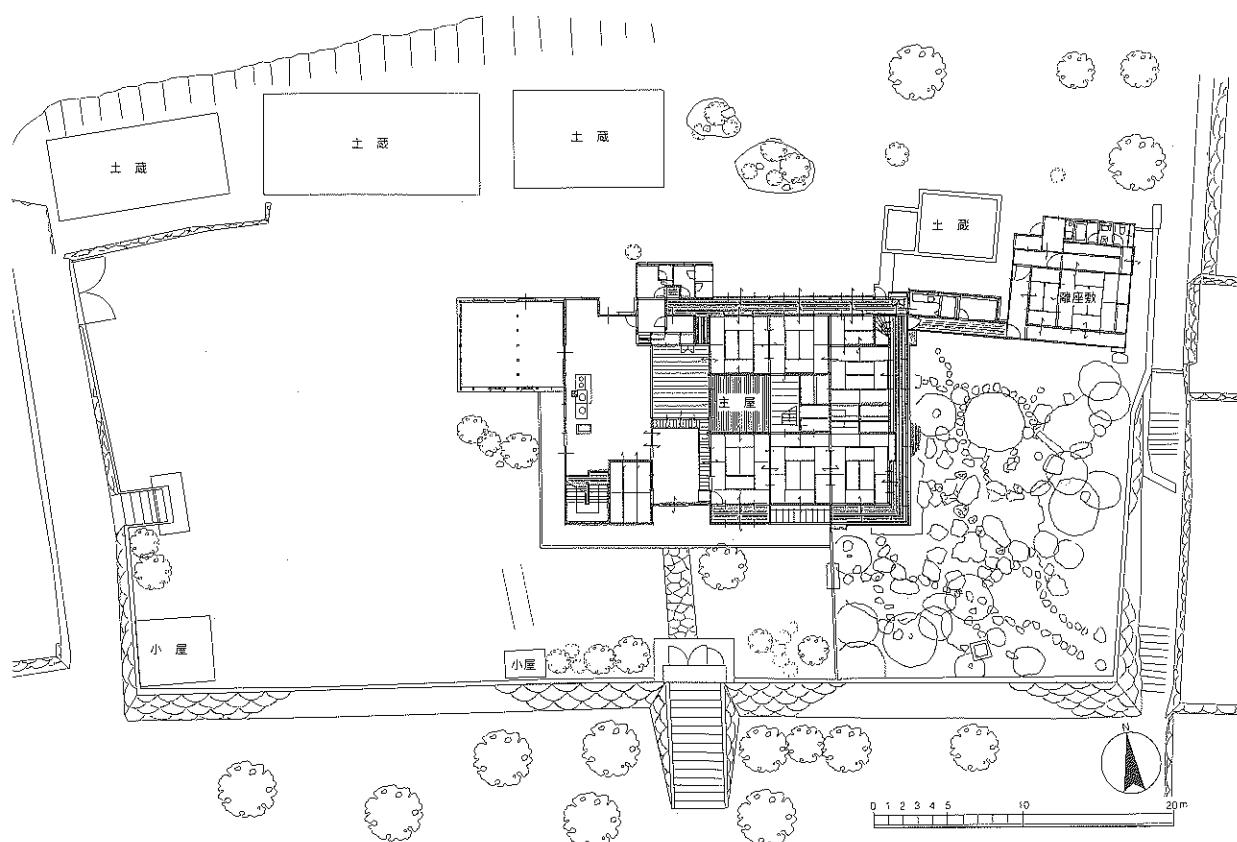
大江町

主屋 (一棟) 柱行二・七メートル、梁行二・八メートル、二階建、入母屋造、正面玄関両脇及び東面、背面庇付、棧瓦葺、西面味噌蔵附属 柱行六・九メートル、梁行五・九メートル、棧瓦葺
附 棟札一枚
祈祷札一枚
家相図 五枚

建築年代 明治四二年(一九〇九)「棟札、祈祷札」

平野家は、江戸時代のはじめに有路に移り住み、平野姓を名乗ったというが、その経緯は明らかではない。江戸時代には酒造業を営み田辺藩主牧野氏の御用達となつて頭角を現し、苗字帶刀を許された。また、田辺藩にとって重要な由良川舟運の管理を任せられ、舟改めとして活躍し、幕末には製糸業にも手を拡げていた。現在の主屋は、明治四〇年由良川大水害の後の明治四二年(一九〇九)平野家第一二代吉左衛門のときに建築されたものである。吉左衛門は、明治三年(一八九〇)には平野操機場を設立して輸出向けの羽二重製織を行ない、明治三三年(一九〇〇)には酒造業を廃し、平野銀行(のちに京都銀行の前身銀行のひとつとなる)を設立し、金融業にも事業を拡大していく。事業のかたわら、明治一九年には加佐郡養蚕糸業組合の結成に尽力し、明治二三年には自宅を開放して中等養蚕伝修所を開き、地域産業や人材の育成に努めていた。

敷地は大江町有路上の由良川左岸の山麓に位置する。屋敷前の国道から石段



旧平野家住宅配置図

を二回あがった高台に敷地を構え、正面及び側面の一部に石垣を積み、背後は山の斜面につづく。正面に表門を開き、周囲に土塀や透塀を巡らす。

敷地中程に主屋が建ち、東に離れ座敷、西に味噌小屋を張り出す。主屋の東南側に露地門と上塀で区切った庭をつくる。敷地背面西寄りに土蔵を三棟並べるなど付属建物が多い。

主屋は入母屋造、檜瓦葺、本二階建の建物で、南面して建つ。一階の間取りは、西側に通り土間を持ち、片側に居室を並べるという伝統的な民家の平面形式を基本にしたもので、縁側を矩折りに廻し、床や棚、書院を構えた座敷や続き座敷で構成され、正面には式台を構える。中央に仏間を配し、二階への階段は仏間横と北東隅に二か所設けられている。

二階は、階高を十分に取った本二階建で、小屋組は洋小屋（キングポストトラス）としている。中央の階段を上がったところを板間のホールとし、その回りに七室を配する。一階同様、南・東側に矩折りに縁側を廻し、正面中央に一間半幅の床を備えた八畳の座敷、東側に床・棚を備えた八畳の続き座敷、北側には茶室と水屋を配する。

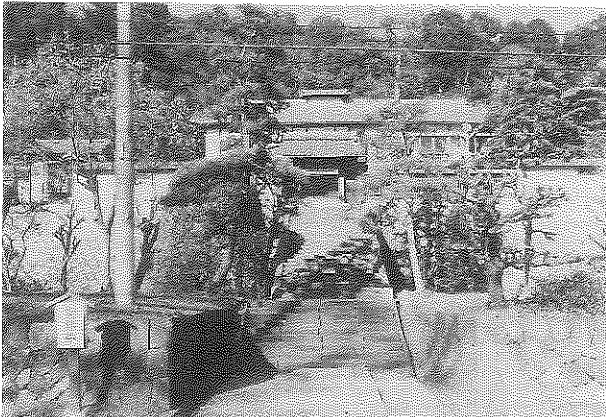
建築年代は、居至部小屋組真東に打ち付けてあった棟札及び祈祷札から明治四一年一〇月二六日の着工、翌四二年三月二九日に竣工したことが判明する。施工は平野家一一代当主吉左衛門とその父広泰、大工棟梁は舞鶴の迫田吉藏であつた。当住宅主屋は、伝統的な民家形式を基本しながら多彩な座敷構成をとり、一部に数寄屋の意匠や茶室を備え、洋小屋を採用するなど近代の和風建築としての要素も合わせ持つ。座敷廻りをはじめ全体に建築の質が高く、保存状態も良好である。さらに、棟札及び祈祷札が残り、建築年代、施工、大工をはじめとする職人等が判明し、家相図から屋敷と建物の変遷がわかる貴重な遺構である。

なお、主屋建物は平成八年に大江町に寄贈され、大江町交流促進センターとして平成八年度に屋根葺替を中心とする保存修理と活用のための整備工事が実施され、地域住民の交流の場として活用されている。

（引間俊彰）



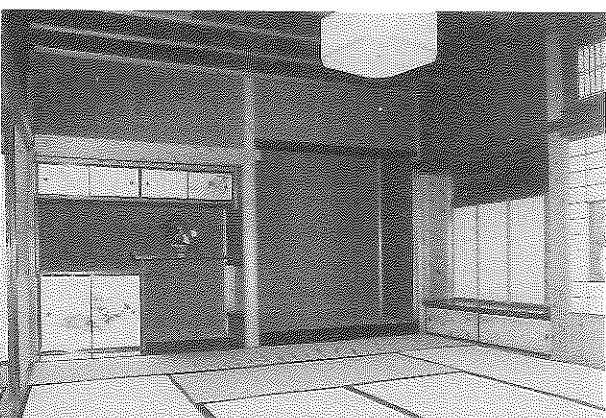
主屋



主屋正面



洋小屋（キングポストトラス）



主屋座敷

大智寺

だいち
じ

四棟（指定）
相良郡木津町大字木津小字雲村
宗教法人 大智寺

本寂が再興し、橋柱山大智寺と改号されたと伝える。
境内は山門を西に開き、境内正面に本堂を配し、参道の北側に鐘楼堂を置き、
その奥側に庫裏を配置する小規模な伽藍構成を持つ。また、本堂の前に石燈籠、
西側に十三重塔を配する。

本堂（一棟）桁行三間、梁行三間、向拝一間、一重、入母屋造、棟瓦葺

瓦葺

庫裏（一棟）桁行一六・八メートル、梁行八・九メートル、西面庇付、一重、入母屋造、棟瓦葺

附 獅子口一個

鐘楼堂（一棟）桁行一間、梁行一間、一重、切妻造、本瓦葺、榜腰付

山門（一棟）一間棟門、切妻造、本瓦葺、両袖塀附属、潛付

附 上二重塔 一基

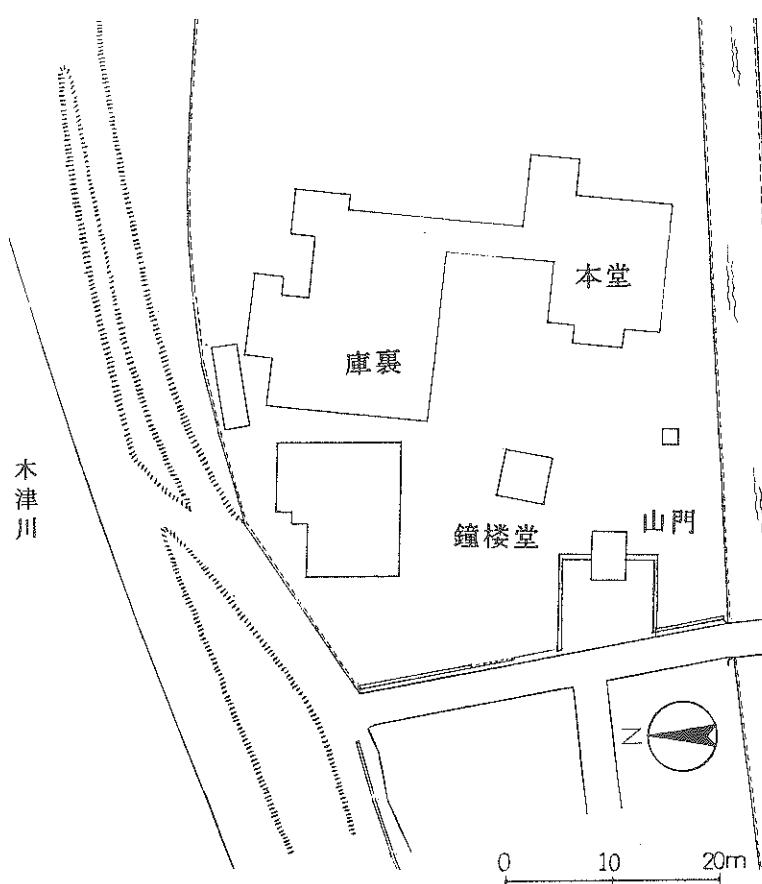
建立年代 本堂 寛文九年（一六六九）「棟木墨書き銘、鬼瓦銘」

庫裏 江戸時代中期

鐘楼堂 江戸時代中期

山門 江戸時代中期

大智寺は木津町北部、木津川を挟んで山城町の泉橋寺に向かいあう位置に所
在する真言律宗西大寺の末寺で、橋柱山大智寺と号する。寺伝によれば、大和
西大寺二世慈心を開基とし、正應元年（一二八八）に橋柱寺と称して開かれた
のがはじまりという。天平一二年（七四一）に行基が泉橋を架けたが、後に洪
水のために流された。その後鎌倉時代になって橋を再建しようとしたが、川の
中に残った橋柱が時々光を発していたので付近に住む橋次郎太夫森安が不思議
に思い、慈心に相談したところ、慈心は文殊菩薩像を刻むように勧めた。そこ
で守安は、仏師の安阿弥にこの像をつくらせ、堂を建てて安置したという。
その後寛文九年（一六六九）に東福門院より本堂再建のための下賜によって、



大智寺配置図

本堂は、桁行三間、梁行三間、入母屋造、本瓦葺の建物で、正面に一間の向拝を付ける。正面中央を棧唐戸、両脇を蔀戸とし、角柱に舟肘木を置き、二軒半繁垂木とする。屋根には寛文九年の銘を持つ鬼瓦を北面大棟に載せる。内部は、拭板の床で、格天井とする。来迎柱の前に禅宗様須弥壇を置き、本尊の木造文殊菩薩坐像（鎌倉時代、重要文化財）と脇仏の木造十一面觀音立像（平安時代、重要文化財）を宮殿に安置する。本堂の背後には下屋を後設し、諸仏や位牌などを安置している。

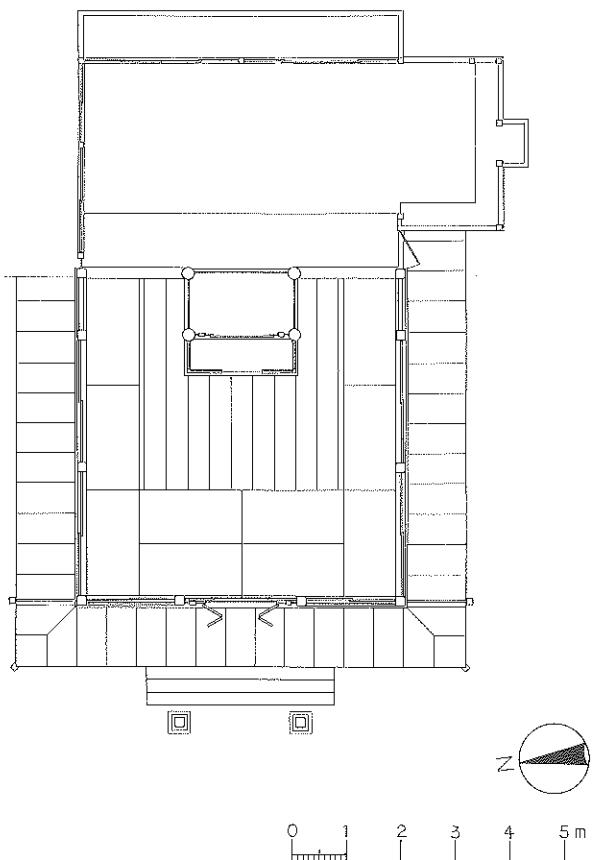
庫裏は、桁行一・六・八メートル、梁行八・九メートル、西面庇付き、入母屋造、桟瓦葺の建物で、庫裏に加えて客殿の機能を持たせた部分が設けてある。側柱は一間毎に建てて舟肘木を載せて桁を受け、内部の主室に竹の節欄間を用いるなど、書院風座敷を備えている。一部天保年間に改造されているが、本体は寛文再興時に建築されたものと考えられる。

鐘楼堂は、方一間、切妻造、本瓦葺の鐘楼で、袴腰を付ける。装飾は少なく簡明な意匠をみせる。もとは袴腰は付いておらず、また、梵鐘は第二次世界大戦中に供出されたが、昭和五二年（一九七七）に再鋳して奉懸され、同時に袴腰等の修理が行われた。

表門は、一間棟門、切妻造の小さく簡素な造りであるが、妻面の蓑付きの幕股や、肘木受けの木鼻等の絵様から、寛文期に建立されたと考えられる。

このように、大智寺は、本堂や庫裏など一部は改変されているが、ほぼ寛文再興時の伽藍を今に伝える建造物群として評価される。

（引間俊彰）



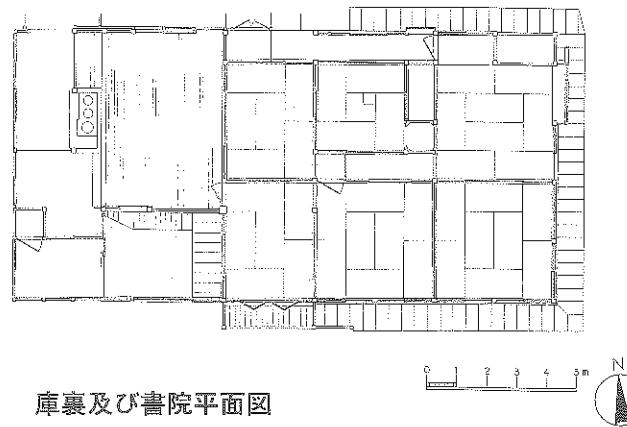
本堂平面図



本堂



本堂内部



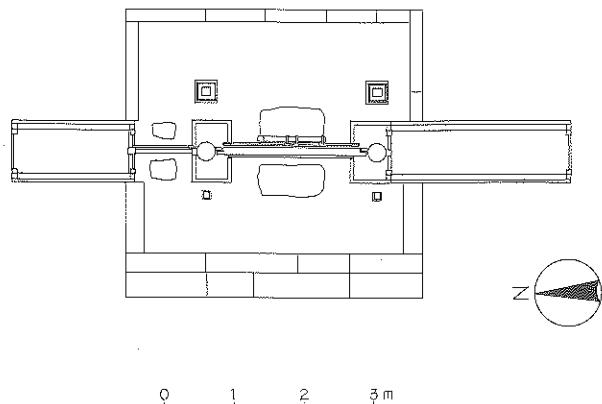
庫裏及び書院平面図



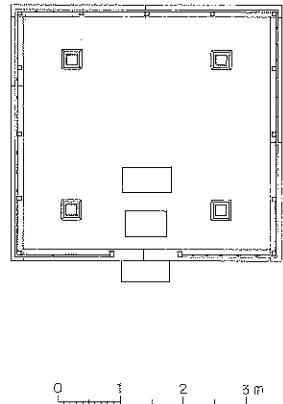
庫裏正面



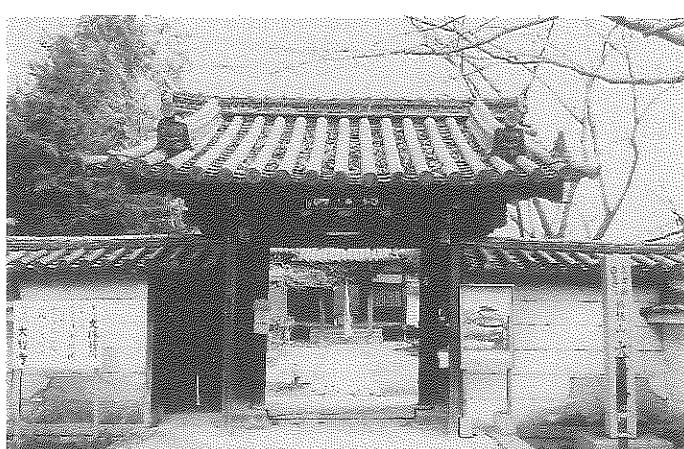
庫 裏



山門平面図



鐘樓平面図



山 門



鐘 樓

美術工芸品

紙本著色善信上人親鸞伝絵

二巻（絵画・指定）

京都府下京区高倉通仏光寺下る新開町三九七 宗教法人 仏光寺

法量（上巻）縦四二・六センチメートル 横一、九五九・〇センチメートル
(下巻) 縦四二・六センチメートル 横一、五七五・八センチメートル
品質形状 紙本（鳥の子紙）著色 卷子装
時代 室町時代

真宗宗祖親鸞の生涯の行実を絵巻化した親鸞伝絵は、永仁三年（一二九五）に本願寺三世の覚如によって制作されたものを嚆矢とする。この初稿本は現存しないが、その後覚如は数度の改訂を行い、初稿本二か月後に制作された善信上人親鸞伝絵（高田本・専修寺藏）、鎌倉時代成立になると考えられる善信上人親鸞伝絵（琳阿本・西本願寺藏）、康永二年（一二四三）制作の奥書をもつ本願寺聖人親鸞伝絵（康永本・東本願寺藏）の諸本が成立した。また、康永本系の古写本として、康永三年頃の写しになる千葉県照願寺本、貞和二年（一二四六）に本願寺四世の善如が写した東本願寺本（弘願本）、同じく南北朝時代に存覚が写した大阪市定専功本が現存する。

これら諸本の構成をみると、高田本は上段六段、下段七段の計一二三段からなり、琳阿本は高田本の上段に入西鑑察段が加わった上段七段、下段七段の計一四段、康永本は上段に蓮位夢想段がさうに追加され、上段八段、下段七段の計一五段と、次第に増補されたことを知りうる。また、上記諸本はその名称も異している。

本伝絵は、高田本と同一に「善信上人親鸞伝絵」と題する上下二巻の卷子本

で、上段六段、下段八段の計一四段からなる。特に下段八段とする構成は、日本の下段に一切経校合段が付加されたもので、他本には見られない特色である。また、他本が一般に奥書を有するのに対し、本伝絵は一切の奥書を持つてない点も特筆される。

また、その画風は大和絵の手法で、丁寧な筆使いがなされる。全体を通じて、衣服の縁を濃い色でくる点、白いくくりを施す薄い茄子紺のすやり霞や遠近法を意識した草木の表現方法がなされる。これらの点から、本伝絵の制作年代は室町時代中期（十五世紀）と推察される。

以下、本伝絵の詞書と絵相についてみていく。

まず、詞書の構成については、上段六段は高田本と同一である。高田本との書承関係を示す例として、両本ともに上段の信行両座段で「わつかに五六輩にたもたらず」の一三字が欠落している点、下段の熊野靈告段で「小経に一心ときて舍利仏に附属し、終に諸仏証誠す」と「ときて」が挿入される点が挙げられる。

一方で、下巻には、本伝絵にのみ見られる内容が付加される。その第一は稻田興法段において流罪勅免後に親鸞上人がいったん帰洛し、伊勢参宮をして関東に向かったことなどの詞書が付加されること。第二は山伏洛度段の末尾において鹿島大明神への参詣の詞書が付加されること。第三は熊野靈告段と洛陽遷化段の間に、北条泰時が行わさせた一切経校合に上人が参加し貢献したことの詞書と絵（一切経校合段）を置いていることである。

まず、上人の帰洛については、仏光寺派で用いられる親鸞絵伝（掛幅絵）にもみられる場面であるが、それは仏光寺開基の了源がその著作『算頭録』中に述べる内容に基づき、仏光寺前身の興止寺建立という仏光寺の根本縁起を表現したものである。しかし、本伝絵にみられる帰洛伝承には興正寺建立に関する言及がなく、仏光寺派とは別の伝承に基づいたものと考えられる。

次に、親鸞の伊勢参宮、鹿島参宮伝承については、室町時代中期の高田派の中興である貞慧の著作『正信念仏偈訓説抄』のなかに、親鸞が伊勢、熊野及び鹿島へ参宮した旨を記す記録を見たという記述があり、当時この伝承が成立し



ていたことが窺える。中世にはこの伝承は流布しなかったものの、真慧が見た
という記録の内容は本伝絵の成立の時期や背景を考えるうえで参考となる。

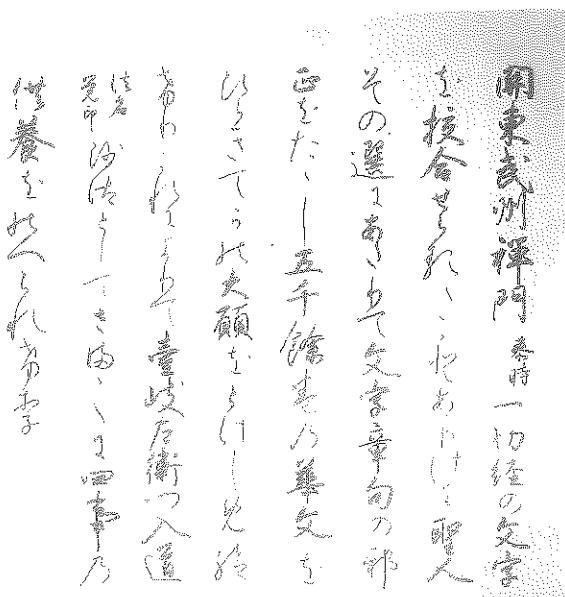
また、三重県上宮寺蔵の室町時代制作になる親鸞絵伝（三幅本・一幅欠）は、
一切経校合の場面や鹿島参宮と考えうる場面が表現されるなど、本伝絵との共
通性が注目される作品である。上宮寺は高田派であるものの、仏光寺派の属す
る荒木門徒と関係をもっていた寺院であることから、両者の成立について相互
の関連が推測される。以上の点から、本伝絵の詞書は室町時代中期に高田派の
影響下において成立したものと考えられる。

次に絵相について。高田、琳阿、康永、弘願の諸本間の絵相の独自性は巻末

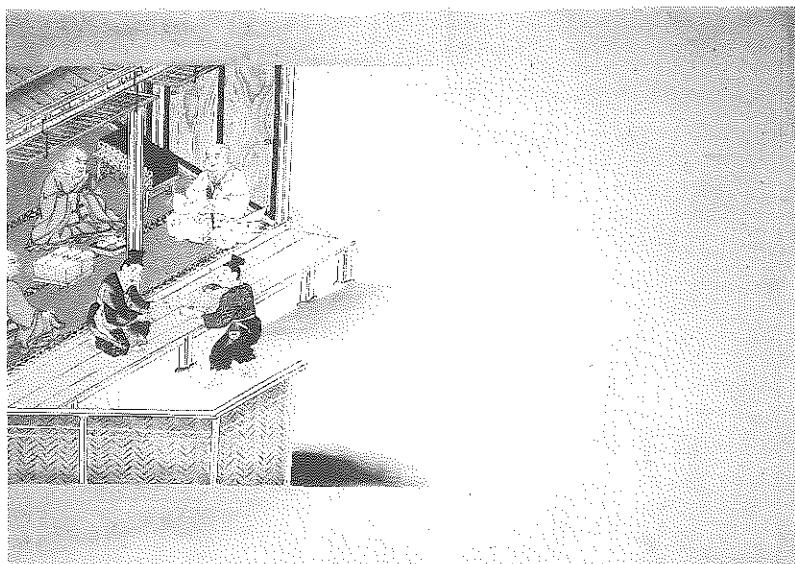
の大谷廟堂の図に顕著であるが、本伝絵は、弘願本と同じ図様を持っており、
ほかにも弘願本と同じ絵相を多く持っている。しかしながら、六角堂の構図で
は高田本、越後流罪段では康永本と共に通性が指摘できるなど、部分部分に先行
各本の図様を取り入れたものとなっている。

以上のように、本伝絵は一切経校合段、上人の伊勢、鹿島参宮など、他の諸
本にみられない構成、内容をもった室町時代中期に遡る親鸞伝絵の一本として、
保存状態も良好であり、親鸞の伝記研究上で高い価値をもっている。

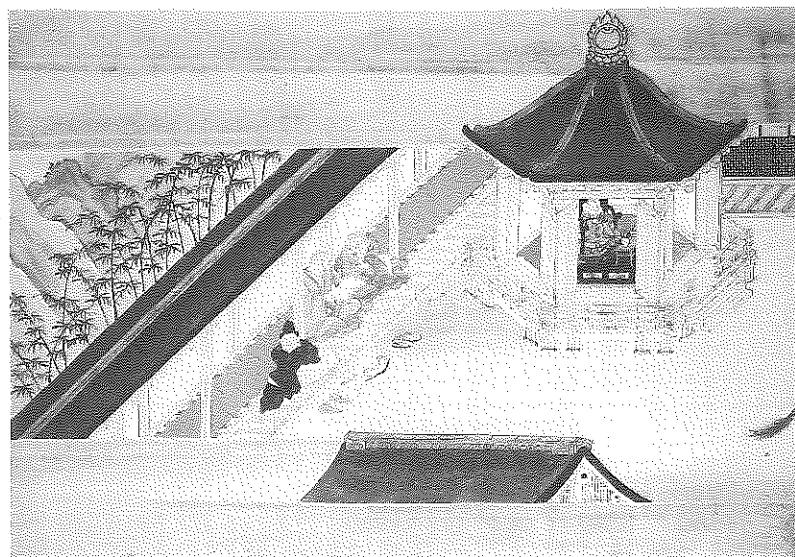
（地主智彦）



一切経校合段



一切経校合段



廟堂創立段

木像神像

八軀 (彫刻・指定)

童形神坐像
女神坐像
僧形神坐像

五軀
二軀
一軀

八幡市八幡高坊三〇番地 宗教法人 石清水八幡宮

一 童形神坐像 その二

時 代 平安時代後期

形 状 頭髪は正中で左右に結い分け両耳上辺で束ねて、前方は体側に沿って腹前まで長く垂らす（ただし垂下部は欠失）。右手を屈臂し、左手を左大腿部上に置く（両手先・膝先を欠失する）。もとは牀座に腰掛けいたか。腰に平緒の結び目と両端を表す。

品質構造 桧材、彫眼、彩色、一本造。頭体幹部を一材から彫出し、木心を体部後方に外す。体部には背割りを像底まで施し背板を寄せる（現状欠失）。左右に垂らした髪は耳元辺りで竹釘をもつて別材を寄せる（現状欠失）。右上膊部外側から肘までと左上膊部半ば後方から肘まで別材矧ぎ。右手首先別材。左袖先手首を含む膝前部別材とし、二個のダボ材で体部と接合する。彩色は面相部を白色下地に肌色とし、頭髪は黒漆。墨で瞳、朱で唇を点じる。袍は紫地に截金で四つ目菱入り二重斜め格子文とし、緑青と赤で团花文を表す。保存状況 左右の垂髪、背面材、右手首先、左手首を含む膝前を欠失する。

三 童形神坐像 その三

時 代 鎌倉時代初期

形 状 頭髪は正中で左右に結い分け両耳上辺で束ね、前方は体側に沿って腹前まで長く垂らし先を三条とする。右手を屈臂し、左手を左大腿部上に置く（両手先・膝先を欠失する）。もとは右足を踏み下げて牀座に腰掛けていたようである。袍を着す。背面腰部に石帶をし、帶端を上手として留める。帯の文様は彩色によつて表す。

品質構造 松材、彫眼、彩色、一本造。頭体幹部を一材から彫出し、木心を前方に外す。両腕上膊半ばから袖先・地付きまで別材矧ぎ、両袖先の前方

法量

時 代	童 形 神 坐 像	童 形 神 坐 像			女神坐像	僧形神像
		その一	その二	その三		
平安時代	童形神坐像	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇
室町時代	童形神坐像	一〇・七	一〇・七	一〇・七	一〇・九	一〇・九
	胸厚	一〇・八	一〇・八	一〇・八	一〇・九	一〇・九
	腰厚	一〇・八	一〇・八	一〇・八	一〇・九	一〇・九
	膝張り	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二
	肘張り	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	顎頂	九・九	一〇・八	一五・六	一一・〇	五・七
	像高	二〇・八	二四・一	四七・七	三一・一	一七・三
	額幅	七・七	七・四	九・九	三・六	七・〇
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	九・七
	面幅	七・七	七・四	九・九	七・〇	五・九
	面幅	七・七	七・四	九・九	三・六	三・三
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一〇・九	一〇・九
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇	八・九	一三・四	五・四	五・六
	頭髪	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
	額幅	九・九	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五
	面奥	九・〇				

に置く。腰に丸文及び角文を飾した石帶を束ねて、帶先を背面で上手として留める。もとは左足を踏み下げていたようである（両膝下部欠失）。

品質構造 桧材、彫眼、彩色、寄木造。頭体幹部を正中矧とし、正面胸部から腹部にかけて別材を寄せせる。体部には像底から首下辺りまで橢円形の内

矧りを入れる。両肩先から地付きまで体側部に別材矧とし、さらに左右の外臂部に別材を寄せ、右袖矧とする。膝前は右袖先の下端と左袖から手を含む部分を横木一材とする。像底を白色に塗るが、左膝下には白色が及ばず、膠跡一個の丸穴を残すことから、ここに左脚がついていたことが窺える。眼窩をつくり眉は太く墨を引く。睫毛を墨引きとし墨で瞳を入れる。

仕上げは全体に白色下地とし、頭部は黒漆塗。墨で瞳、赤で唇を点じる。袍は茶地及び紫地に着衣の下重ねに赤地に隅墨で黒点を入れる。袍の文様は茶地に朱・緑青・墨で団花文を散らす。半臂は褐色地に群青で窠文散らし。袴は白色地に叢文。

保存状況 左右の垂髪、右手首先、左膝下、前襷を欠失する。
四 童形神像（残欠） その四
時 代 鎌倉時代後期

形 状 頭髪を耳元で結い、もとは前方は腹前辺りまで長く垂らしていたが現状消失。袍を着す。背面の腰に半円文及び角文で飾する石帶を彫出し、帯先を上手に留める。

品質構造 桧材、彫眼、彩色、一本造り。頭体幹部を通じて右耳横・胸部右脇寄り、左耳後ろ・左肩後方を通る線で前後矧ぐ。頭頂を含めて頭体を通して内矧りを施す（頭頂部を欠失）。前面材は首・胴を通じて一材。左肩は左肘部まで別材。後頭部から右肩を通じて一材、左は首後ろで矧ぐ。背面材（左右二材）を矧寄せる。下半身は右脚の一部が残存しており、左足垂下していたと推測されるが、正確な坐勢が判じがたい。現存する上半身下方に彩色無く先ずぼみとなっているので、下半身腰部に挿し込んでいたものと推定される。

頭部から胸部にかけて一部に麻布貼りし、全面に白色下地を施して、面

相部に肌色、黒漆を塗り、頭髪を黒漆とする。また墨で眉、睫毛を表し、瞳を点じる。口唇に朱を引く。袍の文様は、朱地に二種の団花文（金泥及び赤）をあらわす。

保存状況 頭頂部、頭髪の垂下部、右肩から下全部、左手前搏部、腰から下（赤）をあらわす。

五 童形神坐像 その五

時 代 南北朝時代

形 状 髮を左右に分けて結い、前方は長く垂らす。着袍する。

品質構造 桧材、彫眼、彩色、一本造。頭体幹部を一材、両腕先を含む膝前部を別材矧とする。

保存状況 膝前別材部欠失する。

六 女神像 その一

時 代 室町時代

形 状 宝髻を結い、唐服をまとい、左手屈臂し、右手を前方に出す。

品質構造 桧材、彫眼、彩色、一本造。頭体幹部を一材から造り、これに頭頂部、両肩から地付きまで、腹部の先端、右腕先から左袖下を含む膝前、左手先の甲面、背面の裳の先端部を別材矧とする。仕上げは白色下地に面部を肌色とし、衣服を朱・緑青で彩色し墨で花文を描く。また眉、目の睫毛・瞳を墨で描く。

保存状況 頭体幹部を除く別材矧ぎ寄せの全部を欠失する。

七 女神像 その二

時 代 室町時代

形 状 宝髻を結い、唐服をまとい、両手を拱手する。

品質構造 桧材、彫眼、彩色、一本造。頭体幹部を前後二材から造り、これに両肩から地付きまで別材とする。両袖の前面を含んで膝前別材、右に垂らした髪の下端を含む肩部の小片別材。袴の左端に別材を寄せせる。仕上げは白色下地に面部を肌色とし、衣服を朱・緑青・群青で彩色する。また

眉、目の睫毛・瞳を墨で描く。

保存状況 膝前部と右肩部小片材、袴の左端を欠失する。

八 僧形神像

時 代 南北朝時代

形 状 円頂で袈裟を着し合掌して座す。

品質構造 松材、彫眼、彩色、一本造。耳後ろで頭体を含み前後に矧寄せる。

右肩から地付きまで通して斜めに別材を寄せたる。

保存状況 右肩からの別材部を欠失する。

本神像群は平成二年に石清水八幡宮本殿後方の校倉宝庫から発見されたものである。童形神像はいずれも頭髪を耳元から長く左右前方に垂らし、袍を着て着座する姿をあらわす。尊名については、右手を右足大腿部上に伏せ左手屈臂して、童子着袍の形姿をとる法隆寺聖徳太子像（絵殿相殿安置、治暦五年僧円快作）との類似性から聖徳太子像の可能性もあるが、大阪来迎寺本の石清水八幡曼荼羅図にみる若宮の表現との比較から八幡若宮の可能性も否定できない。女神像については八幡三神のうちの二女神に相当するものである。

制作技法としては、正中矧や小部材を矧寄せる構造や彩色に仏像彫刻と同様の技法を認めるが、不規則な内矧の仕方などに見られる完全には仏像彫刻化しない点などに、本像の特徴が見てとれる。鎌倉時代の石清水八幡宮及びその周辺は、京都の正統派仏師たる院派の精力的な造像活動が見られた地域であるが、本神像の制作には院派仏師とは違った石清水八幡宮に関係する仏師の存在が想定される。

本像は、平安時代後期（一二世紀末）から室町時代にかけて制作された技法的に特色ある神像群として注目されるものであり、その尊名の比定と合わせて、石清水八幡宮信仰を考察する上で重要な意味を持つものである。（右川登志雄）



男神坐像 その二



男神坐像 その一



男神坐像 その五



男神坐像 その三



僧形坐像



女神坐像 その二

こんどうそうおい
金銅装笈

一背（工芸品・指定）

京都市東山区新橋通大和大路東入二丁目林下町 宗教法人 知恩院ちおんいん

法量 總高(後柱)八五、一センチメートル 脚幅七一、一センチメートル
奥行(脚部)三五、一センチメートル

時代 室町時代

この笈は木製（ヒノキ材）、黒漆塗り、金銅板張り。四柱は一材とし、箱部四柱の地摺部分をわずかに末広がりに仕立てて四脚を作る、いわゆる四柱作りで、前柱は角状に上方に突き出して立てる。天井は後方を低くする。四柱には横桟（框）を五段に渡して五区に分け、最上区は頂部を山形に象った額板を飾る。第二区から第五区まで棚板を設け、第四、五区を一室造りとして箱内部を上下三室に仕切る。側・背面は横桟によつて三段に仕切る。正面一段には扁平な半球を金銅版で表し、第三、四区には割形の帖木を取り付ける。

保存状況は前板第三区の觀音扉を欠失し、前板第三区の帖木、左側の扉板（黒漆を塗らない白木板）、黒漆を後補とする。

本品は室町時代以降に定形化した四脚式箱形笈で、知恩院の寺伝では俊乗坊重源所用と伝えている。この笈は金銅板の飾金具が薄く笈の正面全体を覆うこと、裝飾意匠が蓬萊文や龍、蓮池水禽などがみられること、脇扉が付加されていること、などの点から室町時代最末期から桃山時代（一六世紀後半）の制作になるものと考えられる。

中央には茄子形の帖木を嵌める。前板第一区は、頂部を山形に象って括りを左右に入れた額板を飾る。第二区は、丈の低い袋戸とし、扉部は向かって左にやり越し式の横ケンドンとする。第三区は、茄子形の帖木（後補）のみ残る。第四区は、第二区と同様に向かって左にやり越しする横ケンドン式の板戸を嵌め、中央に脱着のための指をかける穴一個を穿つ。ここも第三区と同じく茄子形の帖木を設けるが、三段目の横桟中央の穴が上下に貫通しており、第三区の帖木を外さなければ、第四区の帖木が外れないような仕組みになっている。第

五区は、第二区と同様の丈の低い横長の板を固定しており、いわゆる腰嵌めと呼ばれる嵌め殺し式になつてゐる。正面全面と側面の横桟、箱後方上角、四脚部に金銅製飾板、飾金具を張る。

金具の正面の文様は全体に細かい魚々子地に、すき間なく高肉風の文様を打ち出す。また各所に松・藤・梅・竹を地文表す。前板は勝軍地蔵、その左右に不動・鳥天狗・沙門・地藏・鳳凰・孔雀を表す。金剛界大日如来を中心とした五仏・鹿・鳶・三盛り宝珠・龍・藤壺・巻貝などを表す。横桟には栗鼠・鳳凰・鷹・猿を表す。以上の金銅製飾金具は制作当初からのもので、その時期は室町時代最末から桃山時代の初めにかかるものである。前柱と横桟の交叉部につく方形金具は無地で桃山時代に特徴的にみられる五三桐文を浅く彫る。上段から、「上」「上」「三」「一」の刻字がある。なお後方上角後方につく出八双金具は、細かで精緻な魚々子地に菊辛唐草文を彫るが、彫法が非常に平面的である。浅い彫金で草花葉を大き目に表現する特色は十七世紀後半に顯著となるものである。

京都府内に伝來する同型の笈としては、これまで峰山町縁城寺（府指定）、宮津市成相寺（府登録）のものが知られていて過ぎない。本品は金銅板、側板及び飾金具の一部を欠失し、黒漆も後世のものに替わるなど保存状態は必ずしも良好ではないが、同時期制作で同巧の成相寺笈に比すれば、残存状態は良好であり、府内に残る類例少ない修驗道の遺品として貴重である。

（石川登志雄）



金銅装策

かんのんじしょうぎょうもんじょい
觀音寺聖教文書類

一一四五点（典籍・指定）

福知山市字觀音寺一〇六七番地 宗教法人
觀音寺

員 数	聖教類
中世聖教	一、八八三点
近世聖教	八三点
近代聖教	一、七五六点

員 数	聖教類
中世聖教	四四点
近世聖教	五三二三点
近代聖教	七六点

員 数	聖教類
中世聖教	四三四点
近世聖教	一二二点
近代聖教	卷子裝文書

時 代 鎌倉時代～昭和時代

觀音寺は、福知山市東部、由良川の南の小高い台地上に寺地を占める。養老二年(七二〇)法道が開き、応和元年(九六一)空也が再興したと伝える真言宗の古刹で、補陀落山と号し、千手觀音立像を本尊とする。

当寺には、中世以来の聖教文書類が多数伝存している。

聖教類は、事相聖教が大半をしめ、中院流の儀軌と印信類を中心の一、八八三点が伝来する。また、真言神道の流れである三輪流神道の印信類が比較的まとまって伝えられていることも特筆される。

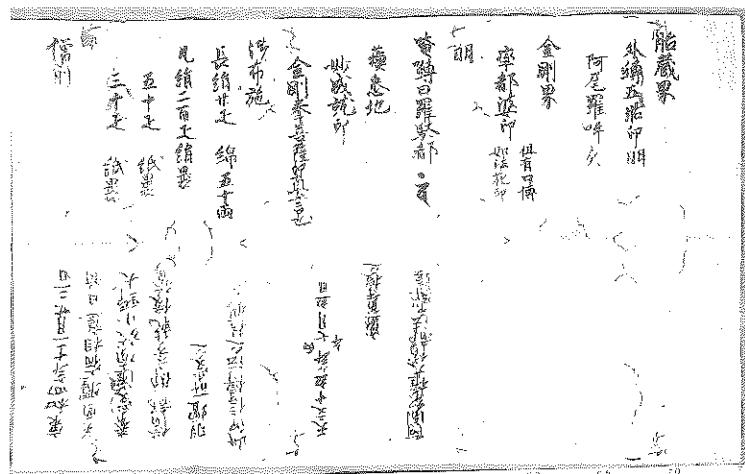
文書は、鎌倉時代前期建仁二年(一一〇一)三月の觀音寺別當職を補任した某下文を最古のものとして、中世文書二九点、近世文書四八一点、近代文書二二点の五三二点を数える。これらは、中世文書のすべてを含む七六点の文書が卷子三巻に成巻されるほかは、ほぼ当初の形態を今にとどめている。

中世聖教類は、いずれも室町時代以降の書写になるものの八四点が残るが、なかでも永正六年(一五〇九)に神道大阿闍梨権少僧都法印幸尊から慶尊に対し授

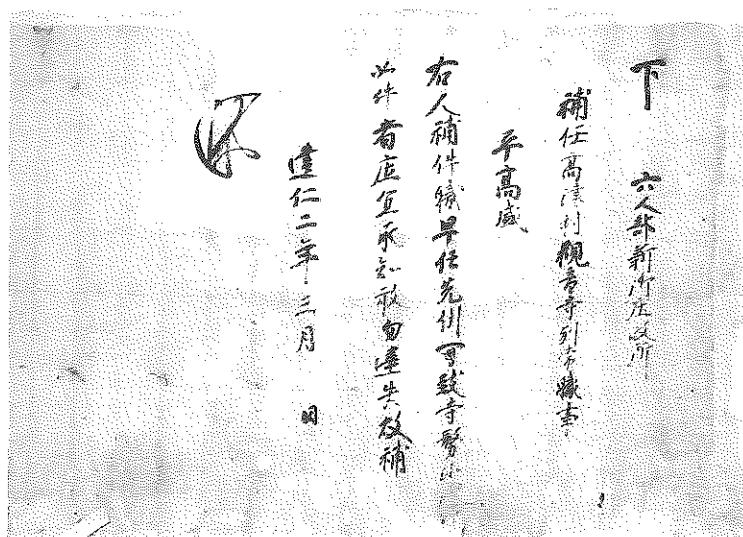
けられた一七点の神道印信は、中世に遡る二輪流神道印信の遺例として希有のものである。

近世聖教類は、多聞院、大聖院の住僧が書写・所持していたものが系統的に残っていて、当寺の旺盛な宗教活動の足跡を窺える史料である。これらによれば、当寺住僧の多くは、高野山で修行し、伝法灌頂を受け、種々の儀軌を書写したことが知られる。他方、綾部楞嚴寺、室屋谷観音寺など丹波、丹後の密教寺院との間でも相互に聖教類の借覧、書写を行っていた様が窺える。

中世文書は、鎌倉時代一二点、南北朝時代五点、室町時代一〇点、安土桃山時代二点の計十九点を数える。これらは、観音寺別当職の補任状、当寺への田畠等の寄進状、課役免除の状などで、観音寺が鎌倉時代以降中世を通じて、觀



天文15年7月5日 賢澄授盛尊印信（伝法灌頂）



建仁2年3月 某下文

靈場として崇敬と保護を受け、宗教活動を行ってきたことを示す文書である。近世文書は、比較的まとまった点数が伝わる。近世観音寺の二つの子院である多聞院、大聖院の住僧に対する僧位・僧官の補任状をはじめ、綾部藩主九鬼氏からの寺領の寄進状、本寺（高野山宝城院）や末寺との関係を示す文書から、寺の普請や作事などに関する文書など、当寺の近世史を具体的に伝えるものである。

以上のように、本聖教文書類は比較的まとめた量が伝存しており、中世以来の丹波の密教寺院における宗教活動の具体相を研究するうえで史料価値が高く、貴重である。

（地主 智彦）

一幅（古文書・指定）

京都市東山区本町一五丁目七七八番地 宗教法人 東福寺

法量 縦一五六、三センチメートル 横二二二、二センチメートル

時代 南北朝時代

品質形状 紙本著色 掛幅装 料紙 楷紙 一二紙継ぎ

書入れ 一二箇所 「方丈」「前方丈」「衆寮」「耆旧寮」「東司」

「口（浴カ）室」「行堂」「石塔」「門守家」「愛染王堂」「大藏經」

「庫藏」（二箇所）「口（寿）堂」「壽昌院」「直指院」「大和大路」

「一橋」（二箇所）「二橋」「絶鹿橋」

貼り紙 四箇所 「山門」「法堂」「僧堂」「庫堂」

三聖寺は東福寺開山聖一国師の法嗣である東山湛照が創立した臨済宗東福寺派の寺院で、正式には東麓山三聖護國禪寺といい、文和三年（一二五四）に諸山位に列せられた。もとは佐伯行運が弘長元年（一二六一）に十地覚空を請じて開いた天台宗寺院であったが、文永四年（一二六七）に十地覚空より東山湛照に譲席されてより禅院に改められた。

本図は東福寺の北方にかつて存在していた三聖寺の伽藍およびその境内の内外を描いたもので、もと東福寺常樂庵に秘蔵されていたものである。

図は上下に縦長として上を北とし、最下辺中央に「南」の方位書入がある。

三聖寺の伽藍が画面中央に描かれ、伽藍の西は京都から伏見に向けて南北に通じる基幹道である大和大路に沿って水路と高木の生け垣で限られ、さらに西端には南行する鴨川の葦辺を描いたと見しき草が描かれる。伽藍の北は林になつていて、空掘と覚しき大堀によって「雅藤朝臣宿所」と画され、画面の北端は南北行する大和大路に直交する小川に一橋が架かり、その先は鴨川に注ぐ。ま

た伽藍の東北隅には四脚の高楼上に小字が搭っている。伽藍の南は総門と黒塗土塹で画されているが、東福寺の境内に続いているのであろう。伽藍の東は敷き水を湛えた谷が南北に繞き、谷と伽藍との間に愛染王堂がある。また谷から南に流れる小川を挟んで東端中央より下よりに塔頭の直指庵が描かれる。

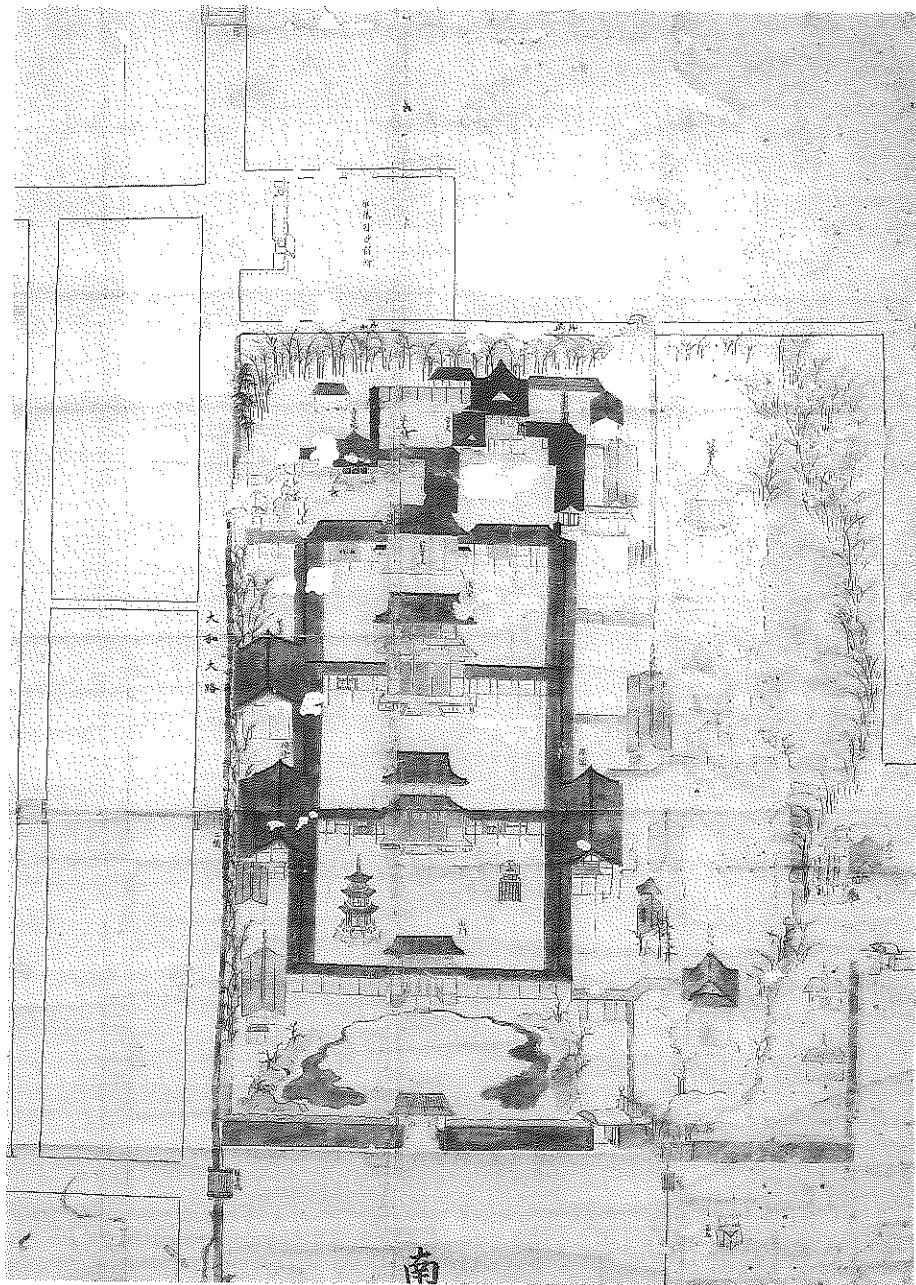
三聖寺の伽藍は、南から北に向かって、まず総門があり、続いて山門、仏殿、法堂、前方丈、方丈がほぼ一直線上に並ぶ。これらは山門、仏殿、法堂が瓦葺であり、前方丈、方丈が檜皮葺である。また前方丈を除いて重層建築である。

前方丈と壽昌院には築山を持った共通の庭が付属している。各建物を瓦葺の土間床回廊によつて繋ぐ。西回廊に接して法堂の西に衆寮、仏殿の西に僧堂及び山門の西に東司がある。東回廊に接して仏殿の東に庫堂があり、さらに廊下によつて耆旧寮・浴室・行堂・大藏經とを繋ぐ。山門と仏殿の間には東に裳腰付き鐘楼、西に六角の三重塔がある。総門の左右に築地塀を回らし、さらに門守のいる通用門を開く。総門と山門との間には背後には、植栽のある築山を持つ東西相称の池が造られる。両池は山門前で水路によつて繋がれ、そこに小橋が架かる。大和大路に面して方丈の西に開く平唐門がある。これらは整備された禅宗独自の伽藍構成となつておらず、法堂が重層式であるなど鎌倉時代末期ごろの鎌倉建長寺や南北朝時代再建の東福寺の伽藍配置などともよく似ている。また重層式の方丈は後の鹿苑寺金閣や慈照寺銀閣との類形性を有する。

本図の制作の時期は明らかではないが、三聖寺と虎闘師鍊との関係の深さを考えれば、本図は虎闘によつて三重塔が瓦葺になつた元弘元年（一二三二）を制作の上限とし、虎闘が死去する貞和二年を制作の下限とすることができよう。おそらくは虎闘師鍊が三聖寺入寺中の元弘元年九月から翌二年二月までの間、または、建武二年二月から建武四年四月までの間に、虎闘の発意のもとに制作されたものと推定されるのである。

本図によつて建長寺や東福寺に比肩する威容を誇つた三聖寺の往時の伽藍の様子をつぶさに知ることができ、鎌倉末から南北朝時代初期にさかのぼる本格的な禅宗寺院の伽藍図の遺例として貴重である。

（石川登志雄）



三聖寺伽藍圖

ろくばらみつじさいとうかんじょう
六波羅蜜寺再興勸進状

しょこくだいみょうきしんろく
諸国大名寄進録

一卷

(古文書・指定)

二卷

京都市東山区松原通大和大路東入二丁目轄町八一番地の一
宗教法人 六波羅蜜寺

法量 ①六波羅蜜寺再興勸進状 七紙
縦三三、七センチメートル 横二八〇、一センチメートル

②諸国大名寄進録 その一 一三紙

横全長 四八二、三センチメートル

③諸国大名寄進録 その二 一七紙

横全長 六六〇、三センチメートル

時代 南北朝時代

品質形状 各巻子装

①六波羅蜜寺再興勸進状 表紙は旧補・撫子唐草文緞子、見返金箔押
し、本文料紙は楮紙で、上方に藍色、下方に紫色の打暈がある。

②③諸国大名寄進録 表紙は後補・紺地有職文金欄、見返は後補・銀
切箔散らし。

六波羅蜜寺再興勸進状は、料紙上方に藍色、下方に紫色の打暈紙の楮紙を八
枚継ぎとする。本文は全七十九行に貞名書し、冒頭に「勸進沙門觀美敬白 請
蒙十方檀那助成 修當六波羅蜜寺状」と事書し、巻尾に「貞治二年三月日勸進
沙門觀美敬白」と結ぶ。筆者は道円法親王と伝える(保存箱上書「道円親王御
筆有付札/当寺寄進帳 現住義山寄附之」)。

内容は、当寺は空也上人の草創で、もと西方淨土宿願のため西光寺と号した
こと。上人没後中信の時、六度練行を積んだことにより六波羅蜜寺と改め、以

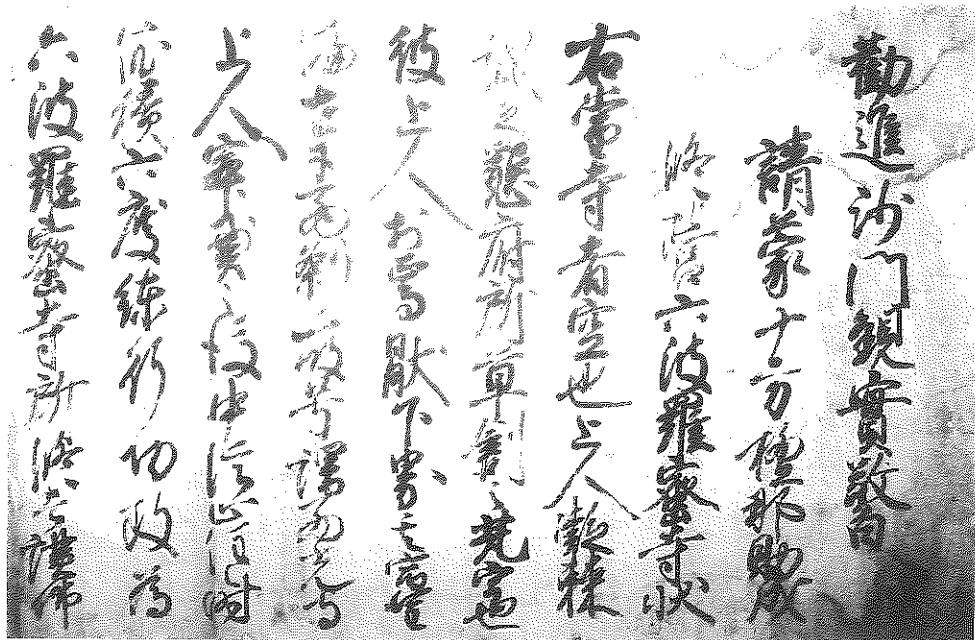
後天台別院として相承したこと。本尊觀音(十一面觀音立像、天暦五年ごろ像
立、重文)と、奥州から遷座したと伝える地藏菩薩(地藏菩薩立像、平安時代
制作、重文)の二像の靈験あらたかな靈場として栄えたこと。しかるに時を経
て破損が進行したため、貞治二年(一三三八)沙門觀美の勸進によつて再興を企
てたことなどを記す。

六波羅蜜寺は西国三十三所觀音靈場第十七番札所として古くより貴顯衆庶の
信仰を集めてきた寺院であり、江戸時代初期以来、新義真言宗智山派の寺院と
して今日に及んでいる。日本淨土教成立の前史を考える上で重要な意味を持つ
その創建の事情については諸説がある。『元亨釈書』あるいは『扶桑略記』で
はそれぞれ天暦五年(九五一)、応和三年(九六二)に空也上人がもとより六波羅
蜜寺を開創したとするが、『伊呂波字類抄』では応和年中(九六一~九六二)に
空也上人が開創したのは淨土系の西光寺であつて、上人没後に荒廃した寺を中
信が来住して西光寺を再興し、寺名を六波羅蜜寺と改め天台別院となしたとす
る。この勸進状も『伊呂波字類抄』の所説に同趣である。平安時代末期に六波
羅の地に平治政権が誕生し寿永二年(一一八二)平家の滅ぼとともに六波羅蜜寺
も兵火に罷つたと伝えられる。元弘三年(一三三三)の六波羅探題滅亡時には大
した類難の記事を見い出し得ないが、貞和六年(一三五〇)には六波羅地藏堂が
焼野と化していたことが『祇園執行日記』にみえ、この勸進状による再建直前
の六波羅蜜寺の退転の様子を窺い知ることが出来よう。

諸国大名寄進録は二巻からなり、その一是寄進状九通、その二是寄進状一二
通からなる。諸国武将の寄進状を継いで成巻したもので、一般に寄進の品名・
数量や寄進者の名前を記した奉加状に相当するものである。命題については、も
ともと内外題等を付したものではないが、後世の貼紙に「諸国諸大名寄進録」
とあるのに因で諸国大名寄進録とするものである。

その一是、今川範國、宇都宮詮綱をはじめとする八名がそれぞれ一紙一通と
して、貞治二年(一三三八)二月十六日から十月二十八日付でそれぞれ馬一疋
あるいは銀鉢一腰(振)を奉加し、さらに矢部明光ら將軍奉公衆三七名が五紙
継ぎの料紙に連署で馬一疋足、銀鉢八腰を奉加している。

その一は、上杉能憲をはじめとする一一名がそれぞれ一紙一通として貞治四年九月晦日から同五年十月十日付けでそれぞれ馬一疋ずつを奉加し、さらに小田友夏ら將軍奉公衆二七名が六紙継ぎの料紙に連署で馬一七疋を奉加している。



六波羅蜜寺再興勧進状

本品は、南北朝時代に再建された六波羅蜜寺本堂の勧進造當に関する装飾料紙を用いた勧進状であり、ともに伝存する諸国大名寄進録一巻によって諸国武将等によるの寄進の実態を窺うことができる点でも貴重である。(石川登志雄)



諸国大名寄進録 その一 今川範国寄進状

黒田古墳出土品

一括（考古資料・指定）

船井郡園部町上本町二番地の八
園部町

黒田古墳は船井郡園部町黒田に所在し、大堰川の支流である園部川、半田川などの小河川が形成した園部盆地と呼ばれる小盆地の西部に位置する。古墳は園部盆地を西流する園部川の左岸、丹波高原南端部の山塊から南へ派生する支丘陵先端部にあり、そこからは園部盆地西部の平野部を広く見渡すことができる。平成一年四月から九月にかけて、園部町教育委員会により発掘調査が実施され、遺物が出土するとともに古墳の概要が明らかになった。墳丘は、前方部先端が削平されていたが、全長約五メートルと推測される前方後円墳である。前方部はいわゆるばち状に開く形態をなし、墳丘先端の残存長は約一四メートルである。後円部は楕円形を呈し、長径約三三メートル、短径約一七メートルを測る。葺石、埴輪は検出されなかつた。

一、双頭龍文鏡	一面
一、管玉	六点
一、鐵鏹	二四本
一、長楕円形鉄製品	一点
一、木棺残欠	一点
一、土師器	一点
一、土師器残欠	一点

法量

双頭龍文鏡

面径
縁厚

○・三センチメートル

全長
直径

○・四五〇・六センチメートル

○・四五〇・五センチメートル

全長
最大幅

四・四八・二センチメートル

一・九二・七センチメートル

全長
最大幅

一・六センチメートル

二・五センチメートル

全長
最大厚

二〇〇センチメートル

五四・〇センチメートル

一八・〇センチメートル

口径
最大径

二〇・八センチメートル

三〇・四センチメートル

長楕円形鉄製品
木棺残欠
土師器

遺物は、第一主体部から銅鏡（双頭龍文鏡）一面、管玉六点、鐵鏹二四本、長楕円形鉄製品一点、木棺残欠一点、土師器及び木製品の痕跡が検出された。第二主体部からは棒状のものに塗布された漆の被膜のみが検出された。なお、漆の被膜は保存が著しく困難なため指定対象からは除外した。

銅鏡は、棺内から三片、棺外から二片が出土したことから、埋納前に五片以上に破碎されていたと考えられる。現在は完形近くに復元された。素文の平縁との間に幅広の溝縁帯を界とした内区は、鉢の両側に直角にのびる銘帯によつて二つの半円形に一分され、各々にS字状の胸部の両側に龍頭をつけたいわゆる双頭龍文を配する。銘は「君宜官」「位至三公」とあり、「官」と「位」は逆字で記される。龍文の外周半円には連弧文を六個づつ並べる。

管玉は六点出土した。いずれも小型品であり、碧玉製、両面穿孔である。鐵鏹は二四本が存する。いずれも柳葉式で両丸造り、鏹はみられない。長楕円形鉄製品は、円弧状の横断面をもつ。内側の周囲に木質が遺存し、木製品の一部



双頭龍文鏡

に使われていた可能性がある。木棺は、最大長二メートル、最大幅約五四センチメートルが石床状施設上に遺存していた。石床状施設の状況などから、少なくとも棺身については断面が緩やかなU字状を呈するものであったと考えられ、長さ約四メートル、幅約〇・七一・二メートル程の大きさであったと推定される。材質はコウヤマキである。土師器は、三点が出土し、一個体が完形に近く復元された。これは下膨れの体部、直立する頸部、上下に拡張される二重口縁をもつ壺形土器で、口縁部から肩部にかけて、円形浮文、櫛描直線文、同波状文等によって加飾される。このような特徴から、伊勢湾地方で作られたと考えられ、庄内式ないしは布留式（古段階）と位置付けられる。

本出土品のなかで、特筆されるものは双頭龍文鏡である。中国における出土例から考えると、面径一二・二センチメートルと双頭龍文鏡のなかでは大型である点、龍頭に単角や双耳が省略されずに表現されている点、連弧文を配する点などは、二世紀前半からみられる初期作例の特徴といえる。一方、「位至三公」は二世紀後半からみられる銘文である。以上のことから、本鏡の作成年代は二世紀（後漢中期）と位置付けられる。

日本においては畿内、瀬戸内、九州北部を中心として、他に三四例ほど学術的発掘による出土例がある。しかし、前述の初期作例の特徴をもつものは、北九州市の馬場山遺跡四一号a土塙墓から破片が出土しているだけであり、この点においても、本鏡が完形に近く復元されたことは貴重である。

以上のように、双頭龍文鏡は鏡研究上において類例の少ない貴重な遺物であることに加え、本出土品は口丹波地域の古墳時代初期の歴史を考えるうえで看過することのできない重要な資料である。

（地主智彦）

法輪寺參詣曼荼羅
(ほうりんじさんけいまんだら)

一幅(歴史資料・指定)

京都市西京区嵐山虚空藏山町 宗教法人 法輪寺

法量縦一七六・二センチメートル 横一六六・六センチメートル
品質形状 紙本著色 掛幅装
時代 桃山時代

画面中央部から左上部にかけて法輪寺境内が大きく描かれ、最上部には法輪寺の奥山が配される。中央下寄り、右から左に流れる大堰川を挟んで、下部には臨川寺伽藍をはじめ対岸のありさまが表される。

画面中央に、法輪寺參詣の入口である仁王門が描かれ、階段を昇った先の本堂にいたる。本堂は檜皮葺、入母屋造でひときわ大きあらわされる。本堂右前に袴腰付の鐘楼、左に多宝塔があり、本堂右奥には中興道昌僧都が水垢離した際に明星が降ったと伝える明星井の小祠が描かれる。本堂右の一段下がった所には五所宮が鎮座する。また、仁王門から本堂へ至る階段の両脇を中心に、「光教院」など七つの子院が軒を連ねる。

対岸には、法輪寺に相対する位置に臨川寺が伽藍を構え、その左手の道筋には民家が建ち並び、右手には執行坊の屋根がみえる。臨川寺前の河畔にみえる、川に張り出した凸形の場所は、座して法輪寺を遥拝している人物がいることから、法輪寺の遙拝場と考えられる。遙拝場のすぐ上流に描かれる水車は、『閑吟集』に記載される「臨川堰の水車」であろう。さらに川を遡ると、法輪寺參詣上重要な渡月橋がかかり、法輪寺側にある勧進所で聖が杓をふる。橋の上流には、戸無瀬の滝が水を落し、その対岸には屋根を伴った遙拝所が描かれる。水量豊かな大堰川には複数の筏流しが川を下り、渡月橋の上手には材木の集積場がある。また、最下流部には舟遊びを楽しむ一行が描かれる。

また、画面中央左端に並び建つ、鳥居、拝殿、本殿は、霞に周囲を閉まれて

いることから、やや距離をおいた松尾社を描いているものと推定される。

人物に目を向けると、数多くの貴顯衆庶の參詣者及び当地に暮らす人々が描かれる。仁王門前及び臨川寺門前には輿に乗る人物を中心とした一行があり、臨川寺門前の方では輿中の人物に対し、天目を差し出している。また、特徴的な図像としては、尺八を吹いていると覺しき男性が本堂回廊上、渡月橋上及び舟上に描かれる。本堂前にすわる女性は、鼓を前におくことから巫女の可能性がある。また、童女の参拝人が目をひくが、これは十三歳の女子が本尊虚空蔵菩薩に参拝すれば、福德智恵が授かるという十三参りの習俗をあらわしたものといえよう。桜花の枝を手にする参拝人が散見されるように、季節は桜花満開の春を描いている。

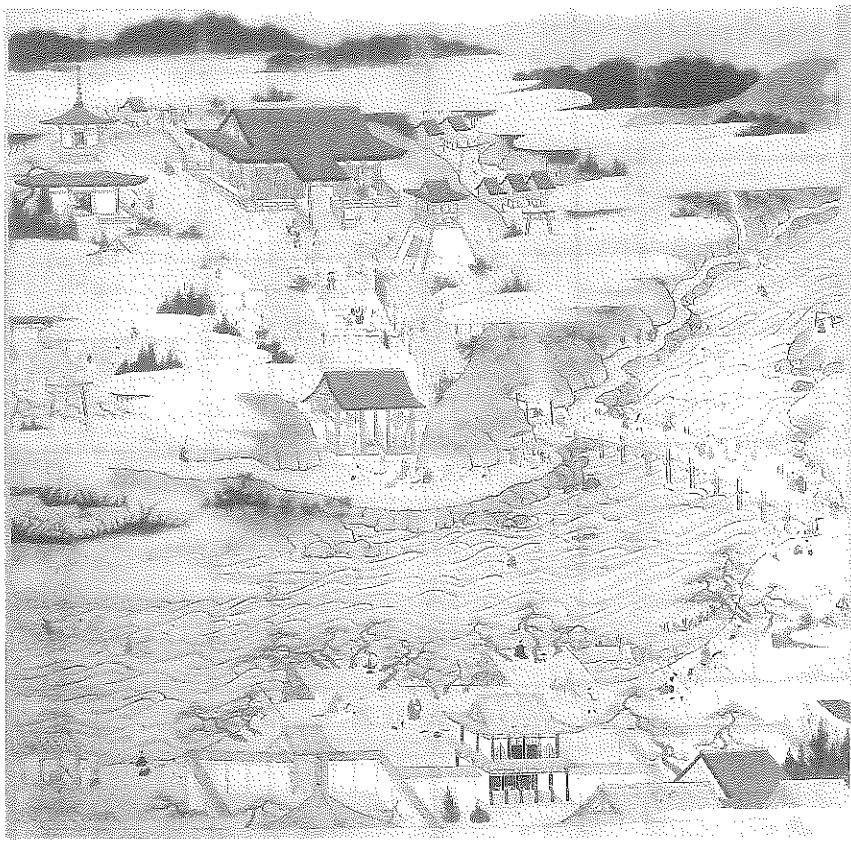
賦彩は、地面は薄茶、柱、欄干等は朱、壁は胡粉でというように參詣曼荼羅通有の類型化した賦彩法が看取される。山の樹木は、墨地に緑青の点描で表現され、木々や懸崖の緑は染料系の絵具であらわされる。また、金は使用されていない。

視覚が統一されないことが多い參詣曼荼羅にあって、本図では正面観の多宝塔を除き、斜側面観で統一されており、東南側より当地域を俯瞰する視点から描かれている。また、大堰川を大きくあらわすことによって画面に広がりを生みだすことに成功している。また、地色が薄いことと、金が用いられていないことから、參詣曼荼羅のなかでは落ち着いた画風を示している。

法輪寺は嵐山の松尾山北麓虚空藏山に位置し、眼下に大堰川、渡月橋を見下ろす景勝地に位置する。智福山と号し、虚空蔵菩薩を本尊とする。

当寺は応仁の乱で堂舎が焼かれたと伝え、後に後柏原、後奈良両天皇の勅命による本尊開帳が行われたというが、一六世紀の有様は詳らかではない。同世紀末には寺觀は荒廃していたようで慶長二年(一五九七)には、後陽成天皇が再興勅進の綸旨を発給、智福山の勅号を得、加賀前田藩の帰依を得て堂舎を再建し、同一一年落慶供養を営んだ。元治元年(一八六四)禁門の変により炎上、現在の堂舎は近代の再建になる。

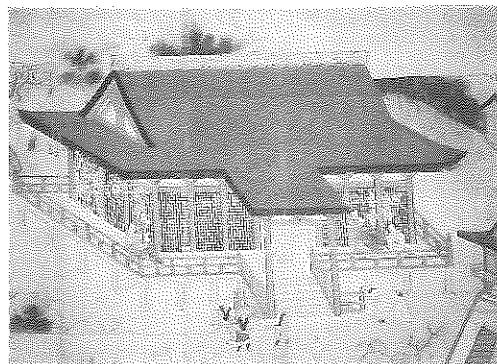
慶長の再興の際は仁王門ではなく樓門が建立されたこと、またその再興後は



法輪寺參詣曼荼羅

子院の存在が確認できることから、本図の景観年代は慶長再興以前のものであると判断される。

また、墨地に緑青の点描で表わされる山の樹木、墨と有機系の緑で表現される木々や懸崖及び、藍に白の輪郭を施し、非直線的なすやり霞などは、室町時代後期の大和絵の筆法と共通性がある。一方、霞による画面の分断を抑え、名



本 堂



渡月橋

所嵐山を中心に画面をひとつにまとめようとする指向は、時代の降下を感じさせる。これらの点から本図の制作年代は、一六世紀後半と考えられる。

本図は名所嵐山に位置し、庶民の貴顯衆庶の信仰を集めた法輪寺の伽藍、参詣のありようを考えるうえだけでなく、当時の嵐山近辺の有様、風俗を観察的に伝えており、歴史資料として重要な。(地主智彦)

もくぞうせんじゅかんのんりゆうぞう
木造千手觀音立像

附 紙本墨書承元四年修造勸進結縁願文

紙本墨書修造勸進結縁奉加状

紙本墨書戒名札

一卷 一卷

一卷

楊谷寺

長岡京市淨上谷堂ノ谷二番地 宗教法人 楊谷寺

時 代 鎌倉時代



一軀（彫刻・指定）

民衆からの募縁によって修理が行われたという事情が判明した。よって次の像内納入文書三巻を指定の附とするものである。

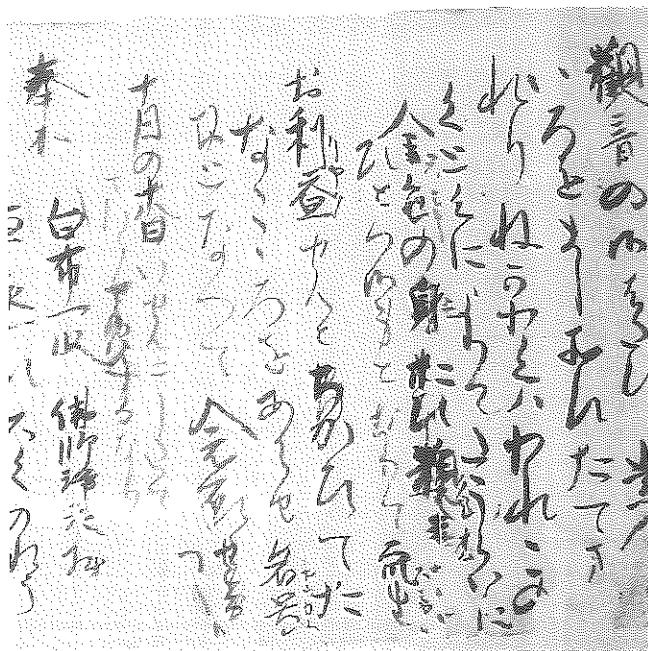
①承元四年修造勸進結縁願文（楮紙 七紙 縦三一、〇センチメートル 横二九八、五センチメートル）承元四年（一一二〇）十月十八日「柳谷千手觀音」の「修造」に対する奉加ための勸進願文、なごびに結縁者の奉加銭・米・布等の書上である。本文中「結縁合力人々上下四部、合二百余人」とあるように、出在家の男女等への広範な勧進がなされている様子が窺える。

②修造勸進結縁奉加状（楮紙 四紙 縦一四、二センチメートル 橫一七〇、六センチメートル）十月十二日に近郷の大原野から勧進を始めて、広く民衆に勧進を行っていたことがわかる。

③戒名札（九〇紙片）（楮紙 紙片の最大縦一九、三センチメートル 最大横五、四センチメートル）もとは長方形の切紙に、「梵字・戒名・靈位」の順で書されており、同一書体のものも多い。

（石川登志雄）

平成八年から九年にかけて保存修理を実施した木造千手觀音立像（平成四年四月十四日指定）の像底から新たに像内文書が発見された。恐らくは鎌倉時代初期の修理の際に助手の枘穴（ほぞ）から納入され、その後像内を開くことなく今回の修理に及んだものと推定される。本史料によって平安時代末期に本像が当初から楊谷寺本尊として制作されたものと推定され、像立後間もなくして鎌倉時代前期に修理の必要に迫られ、淨土宗系の僧侶等をはじめ、近郷近在の多数の



承元四年修造勸進結縁願文

木造金剛力士立像

二躯（彫刻・指定）

阿吽形像の足柄に嘉元四年九月廿日福信房慶範が
野々村庄内を勧進し彩色した旨の墨書銘がある

附 紙本墨書丹波有木他願文

四通

北桑田郡美山町大字静原小字狐段三〇番地の一 宗教法人 欽樂寺

像内文書の時代 鎌倉時代

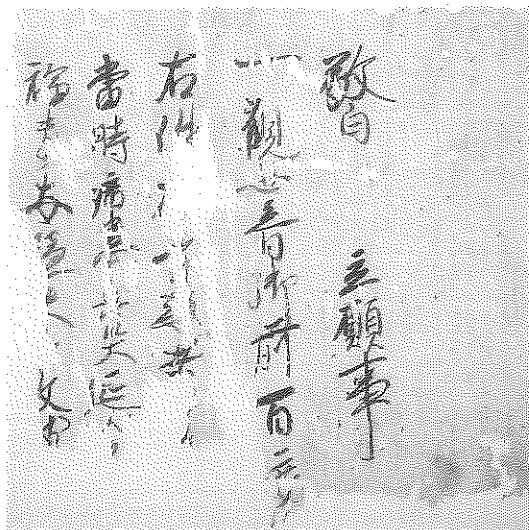
平成五年度から平成八年度にかけて実施した歓樂寺の木造金剛力士立像（昭和五十八年四月十五日指定）の二躯の保存修理の結果、両足柄内側から銘文が発見され、吽形像の左裾矧口の間から、四紙四通分の願文が発見された。よつて指定名称を変更し、願文四通を指定の附とするものである。銘文は次のとおりである。

（阿形）「歓樂寺二王採色事／嘉元四丙午年

九月廿日／庄内勧進／福信房慶範」

（吽形）「野々邑□□／法印□□／彩色之／
惣檀中」

本像の制作は作風から鎌倉時代前期にさかのぼるとみられ、また像立当初から彩色がなされていたと考えられるので、像立から一世紀ほど経った鎌倉時代後期に何らかの理由で再び彩色を行う必要が生じたものと考えられる。墨書銘の発見によって、本像が嘉元四年以来既に歓樂寺の金剛力士像として伝来し、恐らくは像立当初から歓樂寺の金剛力士像であつたとの推定が可能となつた。



願文は何れも天・地あるいは袖・奥等の部分を欠損し、断簡といえるものである。願文が矧口の隙間に挿入された時期は、発見された部位から考えても嘉元四年彩色の直前になされたものであろう。内容は、①観音の御前に百度詣りし、当時の病患旱災と延命福寿を立願、②安産立願のための参詣、③丹波有木なる人物が病患旱災と延命を立願したことが判明する。
(石川登志雄)

無形文化財

かみがたまい
上方舞（井上流）

（指定）

文化財の概要

上方舞は、江戸で完成された歌舞伎舞踊に対し、京都、大阪で発達した座敷舞で、その初源は平安時代の白拍子まで遡るといわれる。上方舞はまた地唄舞とも呼ばれるが、これは上方で行われてきた地唄を伴奏に舞うものが多いためである。江戸の舞踊は踊を基礎とするのに対し、上方舞は舞を基本に展開しており、宮中に伝えられた御殿舞を源流として、能の舞を優雅にくずし、これに人形振や歌舞伎舞踊の技法をも取り入れた座敷舞として発展してきた。能を男舞とすれば、上方舞は女舞ということができる。

上方舞のうち、京都で成立したものを一般的に京舞と呼んでいる。京都には井上流、篠塚流、吉村流などがあつたが、篠塚流は三世篠塚文三郎没後の明治時代末頃から衰え、また吉村流は大阪に移ったりしたため、今日では京舞といえば専ら井上流をさすことが多い。一方、大阪には山村流や棟茂都流、小川流など多くの流派があるが、これらを総称して上方舞と呼んでいる。

井上流は、江戸時代後期の儒学者井上敬助の妹サトが、一流をたてて井上八千代と名乗ったことに始まる。彼女は仙洞御所のお局や近衛家の御殿女中に舞を教えていたが、近衛家より退出する際、仕えていた南大路鶴江から「そなたのことは下椿の八千代にかけて忘れぬ」という言葉と近衛家の奥方から井菱の紋型を賜った。以後、同流の家元が八千代を名乗り、流派の紋に井菱を用いるのはこれに由来する。一世は初世の姪アヤが継いだ。彼女は、金剛流の能楽師野村二郎の影響を受け、能から取材して初世とともに「葵上」や「鉄輪」「長刀八島」など同流の骨格をなす本行舞を作った。また文楽にも造詣が深く、花道のついた大舞台を用いる義太夫物を導入した。二世は一世の門弟片山春子

保持者の略歴

（保持者）原田かづ子（芸名・井上かづ子）

昭和三年六月十五日生

京都市左京区松ヶ崎西桜木町四十六番地

（保持者）弘田正枝（芸名・井上政枝）

昭和五年一月二十五日生

京都市左京区下鴨東高木町二十四番地

原田かづ子氏は、昭和三年、三世井上八千代の曾孫として京都市に生まれた。昭和七年現在の四世井上八千代に入門、翌年「昔ばなし」により初舞台を踏み、昭和九年三世井上八千代長寿祝賀会舞踊会でも同曲の舞を披露する。昭和二十一年京都高等女学校を卒業、その後まもなく内弟子となつて本格的に舞に取り組み、四世井上八千代が襲名後初めて名取式を行つた昭和二十二年に井上姓を許され名取となる。

弘田正枝氏は、昭和五年、京都市に生まれた。昭和九年三世井上八千代長寿

が継承した。彼女は、観世流の能楽師片山晋三の妻であったことから、能の技法をも加味し本行舞を完成させる一方、地唄ばかりでなく、長唄、清元、常磐津なども取り入れ内容を豊かにした。彼女はまた明治五年に「都をどり」を創始したことでもよく知られている。四世は三世の門弟で、片山晋三の孫博通と結婚した片山愛子が継承した。井上流には少なかつた清元、一中節等の曲にも振付をして舞の幅を広げるとともに、京都のみならず東京でも積極的に公開を進め、京舞を全国的な存在に高めた。井上流は現在、四世を始めかづ子、政枝、和枝、孫の三千子らが活躍し、祇園を中心に後継者の育成をはかりながら、国立劇場で一門による「京舞」公演等も定期的に行っている。

井上流は、能の影響もあって、表現を内に秘めつつ、指す手、引く手をゆるがせにしない、的確、鮮明をねらいとした舞である。女舞の持つ柔らかさを基本に幽艶な気品をそなえているが、本行舞を特色とした力強く格調高いものといえよう。

祝賀会舞踊会で「里の子」により初舞台を踏み、昭和十一年には現在の四世井上八千代に入門し、同年「鞠猿」の小猿をつとめる。昭和二十三年京都市立堀川高等女学校を卒業後、内弟子となつて本格的に舞に取り組み、昭和二十五年には井上姓を許され名取となる。

その後、二人はより一層舞に精進し、ともに昭和二十九年から八坂女紅場学園祇園女子技芸専門学校の教師となり、以来今日までここで後進の指導に当たる。昭和三十八年には自らの技芸の向上を図るために二人で椿会を結成、二年ごとを目標に発表会を主催し、技芸の研鑽とともに積極的に公開にも努めてきた。現在では二人の技芸の向上よりも後継者の育成に比重が高まっているが、平成九年で十四回を数えるなどその歩みは順調で、大きな成果を見せている。

両氏はともに幼少の頃からこの道一筋のベテランであるため、数多くの曲目を伝承しているが、中でも特に原田氏は、「般源太」「良刀八島」「弓流し」など剛の芸風が、弘田氏は、「露の蝶」「水鏡」「蓬生」など柔の芸風が高い評価を受けている。そうしたことでもあって、原田氏が男役、弘田氏が女役を務める「三国」「常磐の老松」「千代の友」「松風村雨」などの相舞は、一人の持ち味が十二分にいかされ、各々が一人で舞うものとともに特記すべき内容となつており、各地でもしばしば公開されている。

また、両氏は京都のみならず、東京、名古屋、大阪などでも積極的な公開活動を行っている。地元、祇園甲部歌舞練場はもとより、東京国立劇場での「舞の会」「京阪の座敷舞」「京舞」や大阪文楽劇場での「東西名流舞踊鑑賞会」「舞踊の会」などの公演には欠かせない構成員になつていて。

一方、これまでの芸術活動の功績が認められ、原田氏は、平成元年（一九八九年）度に第八回京都府文化賞功労賞を、弘田氏は、平成二年（一九九〇）度に京都市芸術功労賞を受賞しており、その芸は高く評価されている。

原田氏と弘田氏は、長年にわたる地道な精進の結果、井上流の技芸を正確に修得し、一挙手、一投足の動きに至るまでの的確、鮮明な舞を伝承している。ともに井上流のみならず我が国の邦舞を代表する舞踊家であるが、今後さらなる活躍が期待されており、その存在は貴重である。

（原田三壽）



保持者 弘田正枝（芸名・井上政枝）



保持者 原田かづ子（芸名・井上かづ子）

無形民俗文化財

飛鳥路の勧請縄行事

(登録)

相楽郡笠置町大字飛鳥路

飛鳥路区

飛鳥路は、木津川の南岸に位置する十四戸の集落である。ここでは、毎年一月七日、区民が合同して勧請縄行事を行っている。

行事の中心となるしめ縄作りは、基本的に各戸から一人ずつ出て作ることになつていて、朝八時、天照御門神社(あまてるみやまと)にしめ縄の材料であるモチワラを持ち寄つて集合すると、宮守が材料を御祓いしてから、手分けして勧請縄作りにとりかかる。勧請縄は、直径約二十センチメートル、長さ約三十メートルと太くて長いものと直径約十センチメートル、長さ約十二メートルと細くて短いものを二本作る。

飛鳥路の勧請縄の大きな特徴は、縄に各種のツクリモノをぶらさげることである。ツクリモノは、わら製の男根、女陰、ケサ一対、ナベツカミ一対、サントクと木製の農具(鋤、鍬、鎌)のミニチュアである。太い方の縄作りは時間がかかるので、細い方の縄作りが終わつた人々がわら製のツクリモノを作るところになる。

一方、村の長老はしめ縄作りには加わらず、神社前のトンドバヤシと呼ぶ場所で、青竹を割り三十センチメートル四方の祭壇を作り始める。祭壇が出来上ると、青竹で七本の矢を作り、矢の端部には東西南北天地人の語句を一文字ずつ墨書きした半紙をはさむ。矢ができると「弓」にかかり、約六十センチメートルに切つた竹を半月形に曲げてわら縄で括り弓とする。

祭壇には、お神酒、御飯、洗米、塩、鰯をお供えし、祭壇後方の松の根元には山の神と墨書きした板を突き刺し、鬼と書いた半紙を青竹で挟んだ的を立てる。

準備が終わると祭壇にお祈りし、東西南北天地人の順番に、東の矢は東へ、西の矢は西へ、矢に挟んだ文字の方角に向けて実際に矢を射る。最後は人の矢で鬼の的をめがけて射るが、これは弓矢で鬼を打ち山に入つても災いが降りかからないよう鬼を退治するのだという。鬼を射た後は祭壇に再度お祈りし、一気に祭壇を弓で壊すと終了で、長老はしめ縄作りへ合流する。これはいわゆる奉射であるが、地元ではこの行事のことをヤマノカミと呼んでいる。

午前十一時頃、縄作りが完成すると集落西部を南北に流れる布目川まで運び、中、一定の長さまでくるとまずケサをとりつけ、適宜ツクリモノをぶら下げていき最後にまたケサをとりつける。両端にケサを配置する以外、特にぶらさげる順序は決まっていない。ケサは水引を模したもので、清めの意味があるとう。細い縄をかけるときは、一定の間隔で紙で作った御幣をつけていく。

両方の勧請縄をかけおわると、宮守が二本の縄をくくりつけた大木の根元にお神酒、御飯、塩、鰯二匹を供える。宮守はお神酒をまいて周囲を清めた後、木に向かって区の安全をお祈りするが、周囲で見守る人々もともにお祈りして行事は終了となる。

布目川は南から北に流れるが、地元では北に流れる川は村の財産を持つててしまうため、村の財産が流されないよう勧請縄をかけるのだといふ。また、勧請縄は洪水で村が流されないためだと、福が流れてきたときに下に流れていかないように、飛鳥路に留まるようにかけるのだともいっている。

飛鳥路の勧請縄行事は、年頭にあたり除禍招福を願う勧請縄と奉射が一体となつて行われるものである。南山城地域には勧請縄行事が濃密に分布するが、そうした中で飛鳥路では、勧請縄に様々なツクリモノをぶらさげるところに特徴があり、勧請縄と並行して山仕事の安全を祈る奉射も行われるなどの内容を備えており、資料的価値が高く貴重である。

(原田三壽)



布目川本流にかけた勧請縄



勧請縄にツクリモノをつける

かみおとみ
上乙見の田樂 でんがく

船井郡和知町字上乙見
上乙見区、下乙見区
(登録)

和知町字上乙見と下乙見は、美山町との境界にある長老ヶ岳（標高九一六・九メートル）の南西斜面に位置し、上乙見は二十四戸、下乙見は十一戸の農業を中心とした集落である。氏神は、上乙見のほぼ中央に鎮座する熊野神社であるが、ここでは十月十日の祭礼に両区合同で田樂が行われている。

神社には三人の氏子総代がいるが、十月十日を含めた年四回の祭礼は氏子総代ではなく当人が宮守の役を務め、祭礼全般の世話をすることになっている。当人は当頭がくじを作つて、古い人が新しい人をひくくじ引きにより上乙見から三人、下乙見から一人の合計四人を決めるが、数年前までは下乙見二人の合計五人であった。当人の四人は十月十日の祭礼の日に決定するが、ケガレが出るとその都度くじを引き直すのが慣例である。

田樂の踊り子は、氏子総代、当人を除く氏子男子の中から適当なもの十二人が選ばれる。祭礼前日、当頭が踊を頼んでまわるが、踊はかつて上乙見から八人、下乙見から四人が奉仕すると決まっていた。

祭日の早朝、当人たちは手分けして祭礼の準備を行う。以前は神社の蔵にどぶろくを仕込み、前日にもうまくできているか味見をし、祭礼には皆でそれを満喫したというが、酒造りが厳しくなってからやめてしまった。酒の肴には枝豆を当てるが、今でも当人になると祭礼のために余分に作つておくのだという。午後三時頃になると神輿を迎えて式典が行われる。本殿前には楽器と野菊が置かれており、踊り子たちは本殿の回りを一列になつて右回りに三周すると、あらかじめ決めておいた楽器と野菊を取る。野菊は各自が襟首に挿すのが決まりで、このあと本殿と社務所の間の広場に進み田樂が始まる。

田樂の構成は、踊り子十人、笛一人、太鼓一人からなり、いずれも紋付、羽織、袴をつけ、足は裸足である。ビンザサラを持つ踊り子十人は円陣を作り、



田 樂 全 景

円の中心には笛と太鼓が入る。太鼓はしゃがんで地面に太鼓を置き、片手でこ

れを打つ。笛と太鼓は合図方とも呼ばれている。

踊は、尋取り、肱、息の三曲からなる。尋取りは、まず笛が「ヒーフーピ」と始める。笛と太鼓は合図方とも呼ばれている。左肩へ担ぐように振り上げ足を違えて二歩進み、止まつてはササラを目八分の高さにあげる。肱も、出だしは同じで、踊り子は「ヒーフーピ」で三歩進んで左右の肩に交互に担いで、足をササラとは反対の方向に出す。これを三回繰り返すと太鼓が「ドンドン」と打ち、今度は逆の後ろ向きに三回繰り返し、再び太鼓の合図で一巡目と同じ方向に回る。これを九回繰り返す。息も出だしは同じだが、合図があるとそれまで一列であつたビンザサラは円の外側を向いてしゃがみ、左の袖口で鼻を覆う所作をして立ち上がる。

以上の三曲をひととおり踊ると田楽が一回終了したことになる。一回目は氏

神熊野神社に奉納するといい、同じ場所で七回、合計八回同じ踊を繰り返す。

二回目は大川さんへ、以下八幡さん、愛宕さん、行者さん、金比羅さん、不動さん、最後に山の神へ次々に踊りを入れていく。その後、本殿に樂器と野菜を返すと田楽はすべて終了で、社務所での直会となる。

祭礼に関する資料としては、神社に当人の帳箱が残されている。本来は当人の家に申し送りされるものだが、今は神社に置かれている。箱の上書は「明治二十一年 熊野神社當人箱 戊拾月大安日」とあり、神社の願書、くじ、帳面が入っており、帳面には明治末から踊り子の名を記した「踊子記」も綴り合わされている。明治以前のことについては、記録類が残つておらず詳しいことはわからぬ。

上乙見の田楽は、中世に流行した田楽躍の系譜をひくものである。芸態は丹波に特有な輪舞する形式で、他には見られない大型のビンザサラを使用するなど注意すべき点もあり、資料的な価値が高く貴重である。

(原田三壽)

奥櫻原の練込

福知山市字櫻原
奥櫻原自治会
(登録)

福知山市字櫻原
奥櫻原自治会

櫻原は、福知山市の南西部に位置し、口櫻原と奥櫻原の二つの集落からなる。ここを由良川の支流である櫻原川が貫流するが、その上流部が奥櫻原、下流部が口櫻原である。奥櫻原はさらに奥地、中地、下地に分かれ、集落背後には穴裏峠がある。穴裏峠は福知山から西氷上方面へ至る近道のため、古来よりよく利用された街道だが、これを越せば兵庫県氷上郡青垣町である。このように奥櫻原は、兵庫県境に位置する集落だが、ここでは氏神櫻原神社の十月最終日曜日の祭礼に、三年に一度練込が奉納されている。

練込は、オウドとも呼ばれる大太鼓打ち一人、締太鼓打ち二人、音頭方大勢(十人程度)、笛方数人に、屋台曳き三人で構成される。大太鼓打ちは二十歳前後の青年、締太鼓は中学生男子、屋台曳きは幼年男子が当たることになつてゐる。音頭と笛は壯年が中心で、人数など特に決まつた約束はなく、音頭は五色の色紙を巻いた杖を持つ。屋台は実際には子どもたちが中心となつて曳くのだが、屋台曳きは、実際には屋台を曳かないにもかかわらずその役目があるとされ、奥地、中地、下地の三組から一人ずつ出し、合計六人で構成すると決まっており、かつては長男に限られていた。芸能は、稚兒とも呼ばれる屋台曳きがこないと始まらないとされており、屋台と稚兒の関係を伺わせる興味深い事例である。

祭礼当日、大太鼓打ちと締太鼓打ちは奥櫻原公会堂に集合し、ここで衣装をつけ化粧をする。頭には紙細工で作り上げた花笠をかぶり、地面まで届きそうな長い白鉢巻に、短めの浴衣に背中が石置み折りになつた襷をつけ、青の手甲、白足袋に黒紐の草履ばきという衣装である。屋台曳きも同様の衣装だが、実際に太鼓を打つ三人は金襷の前掛をつけている。

太鼓屋台は後部に鉦打ちの大太鼓を備え付けたもので、軒裏は五色の色紙で

美しく飾られている。締太鼓は色紙を巻きつけた竹で四方から挟んで固定されており、締太鼓打ちの腰にしつかりと吊り下がる。太鼓のバチは長さ約五十センチメートル、太さ六センチメートルと太短く、締太鼓のバチは長さ約七十センチメートル、太さ約三センチメートルと細長いもので、いずれも木口を赤く塗っている。

芸能は、音頭に合わせて大太鼓と締太鼓を打つものであるが、その所作に特徴がある。大太鼓は音頭の合間に二つ打つのが基本で、音頭の後半では後ろに大きく踏み出し手を伸ばしてバチをくるくる回してはまた太鼓打ちに戻る。締太鼓は手を高くあげて長いバチの先端で太鼓を叩くのが基本であるが、これも音頭の後半で大きく後ろに踏み出して、長いバチを交差させまた振り返り最初の打ち方に戻る。音頭は五節からなるが、こうした所作は音頭の進行に合わせて節ごとに同じことの繰り返しである。

公会堂での披露が終わると、そのまま囃子を続け、屋台をひきながら神社への急斜面を上っていく。道中太鼓は囃子に合わせて打ち一緒に神社まで練り込んでいく。山腹にある榎原神社に到着すると、休むことなく音頭が始まつて公会堂と同様芸能の奉納となる。

榎原神社は、もともと榎原株の氏神だったというが、それを奥榎原全体でお祭りするようになったのは天保十年（一八三九）からで、秋祭りを始めたのは安政六年（一八五九）からという。現在伝わる練込の開始は、おそらくこのとき以降であろうが、古文書なども残っておらず詳しい経緯はわからない。

練込と呼ぶ芸能は、福知山市内では「牧の練込太鼓」「新庄の練込囃子」などいくつか存在するが、これらは、何人の少年が一つの大太鼓を打ちめぐる芸能で、三人が口にからみつて一定の所作をとりながら太鼓を打つ奥榎原とは異なっている。同様な芸能については、奥榎原が兵庫県に隣接することから今後兵庫県側の検討が必要であるが、京都府内には他に類例のない芸能であり、資料的な価値が高く貴重である。

（原田三壽）



練込全 景

史跡名勝天然記念物

黒田古墳
くろだこふん

(史跡・指定)

船井郡園部町黒田池ノ上一番の五、船坂町田一番の六

園部町

石、埴輪は検出されておらず、これらの外表施設は有していない古墳と考えられる。

埋葬施設は、後円部墳丘中央の大規模な二段墓壙の埋葬施設（第一主体部）と、この第一主体部を一部削ってその北に作られた、やはり二段墓壙となつている埋葬施設（第二主体部）の二基が検出されている。

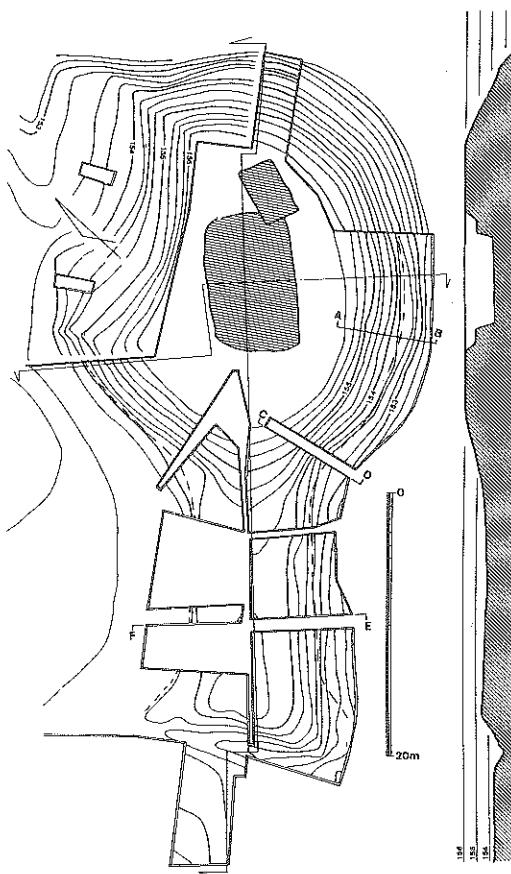
黒田古墳は、園部町黒田に所在する前方後円墳で、平成二年に町の工業団地造成に伴い、園部町教育委員会によって発掘調査され、その規模、構造等が明らかとなつたものである。

園部町は、丹波高原の南端に開けた、大堰川の支流園部川や半田川などの小河川が形成した標高約一五六メートル前後の園部盆地と呼ばれる小盆地を中心構成され、町内には、古墳時代前期後半から中期初頭に位置付けられる、中鱗古墳、垣内古墳が所在する。特に、垣内古墳は、粘土槅の埋葬施設から、三角縁仮獸鏡など銅鏡六面、車輪石、石剣など豊富な副葬品が出土し、

南丹波地域を代表する古墳時代前期の首長墓として著名であり、現在、古墳は消滅したが、出土品は重要文化財となっている。

黒田古墳が位置するのは、園部の町並みから北西に約二キロメートル離れた、丹波高原南端部の山塊から南へ派生する支丘陵の先端部で、古墳上からは園部盆地西半部の園部川が形成した平地部分を眼下に見下ろすことができる。

古墳の規模は、前方部先端が削平を受けていたため多少の誤差はあるものの、発掘調査の結果、全長約五一メートルと推測され、後円部は橢円形を呈し、長径約三三メートル、短径約二七メートルを測る。前方部については、いわゆるバチ状に開く形態をなし、墳丘先端で、残存長約一四メートルを測った。墳丘は、基本的に、下半部は地山を削りだして成形し、上半部を盛土して構築している。葺



黒田古墳墳丘測量図
(「船坂・黒田工業団地予定地内遺跡群
発掘調査根報」(1991)より)



黒田古墳現状（南から）

出土遺物の内、第一主体部から出土した銅鏡は、船載の双頭龍文鏡で、面径二・二センチ

約四・八メートル、短辺約二・六メートル、深さ約〇・七メートルを測り、出土遺物については、棒状のものに塗布された状況を示す漆皮膜の痕跡が検出されたことどまっている。

（山口博）

四メートルを測り、底部は緩やかに彎曲する。この主体部からは、銅鏡一面、管玉六点、鉄鏃二四本、長楕円形鉄製品一点が出土し、墓壙に穿たれた盗掘坑内から土師器の壺形上器が出土している。なお、銅鏡はいくつかの破片に別れて出土し、木棺材の直上や、木棺の下面に貼りつけられていた黄灰色粘土を取り除いて検出されるなど、その出土状態から明らかに破碎されて埋納されたことが確認されている。この他、漆皮膜や木質の痕跡が見つかっている。第二主体部は、長辺約四・八メートル、短辺約二・六メートル、深さ約〇・七メートルを測り、出土遺物については、棒状のものに塗布された状況を示す漆皮膜の痕跡が検出されたことどまっている。

メートルを測る。土器は、二重口縁の上師器の壺形土器二点などが出土し、庄内式（布留式）（古段階）に位置付けられている。

こうした調査結果から、本古墳は、垣内古墳などに先行する、京都府の南丹波地域でも最も古く位置付けられる前方後円形の首長墓と考えられ、この地域の古墳時代のはじまりを考える上で、重要である。

なお、現在、この古墳は、園部町によって整備され、墳丘に盛土した上、芝が張られ、後

円部頂の中央

には埋葬施設の発掘調査当時の状況などを説いた説明版が設置される

など、訪れた人に古代の面影を伝えてい



後円部墳頂上に設置された説明版

文化財環境保全地区

觀音寺文化財環境保全地区

(決定)

福知山市字觀音寺小字西路一〇六七番他

宗教法人 觀音寺

觀音寺は、ふだらくさんかんのんじ補陀洛山觀音寺と号する高野山真言宗の寺院で、福知山市の東方、由良川左右岸の小高い丘陵の北麓に位置する。

法道が開き、応和元年(九六一)に空也が再興したと伝え、中世以降、北条氏や足利尊氏などの庇護を受けて発展し、近世には綾部藩主九鬼氏ほか、広く崇敬を集めた。

現在の本堂は、天明四年(一七八四)に建立されたもので、近世丹波の代表的な仏堂と評価されることから、平成六年二月十八日に府指定有形文化財に指定された。

境内は北向きに総門を開き、そこから参道が南の山手方向に直線状に延び、仁王門を通る。その先の参道西側の一級高くなつたところに庫裏や表門、土蔵など本坊を配し、参道東側の石段を上りきつたところに本堂など主要伽藍を構える。本堂の南の高台には、近年墓地が造成されている。それらの南奥の山手に向かって境内樹林が続き、南北に長い敷地となつていて。また、山手から谷筋に沿つて小川が流れている。

境内樹林は、本堂や庫裏など建物周辺の修景主体の植栽がなされた平坦地部を除き、大きく二地区に分類され、それぞれ特色をみせる。

まず第一の地区は、庫裏から約一〇〇メートル山手(南)まで、通称「まむし谷」の前半部で、植林されたヒノキ及びそれに由来する実生のヒノキが上層木として優占している。新しく造成された墓地西側の比較的密度の高い植林の中には幹周一メートルを越えるヒノキが散在し、かつて檜皮を剥いた形跡が認



觀音寺文化財環境保全地区遠景

められる。さうに南へ入る谷の両側山腹には、種々の樹齢のヒノキ植林が施されているが、下層にヤブツバキ、アラカシ、サカキ、コナラ、クリ、アオキ、ヒサカキ等の雑木が成育している。

つぎに第二の地区は、第一地区的南に位置する谷奥の緩傾斜地及びその周辺斜面で、湿润な立地であり、スキ植林木が優占している。下層木としては北側の区域と共に通種のほかに、ホオノキ、イヌガヤなどの湿性又は陰性の立地を好む樹種が混在している。

第三の地区は、谷の西側の南から北に下る尾根部で、アカマツの二次林であるが、近年に立枯れが多く発生しており、上層木の樹冠が衰退し、疎林化している部分もある。下層木には、コナラ、ネジキ、ソヨゴなどが見られ、特に樹冠が開放した場所ではススキが侵入している。

なお、建物周辺の地域で特記すべき樹木としては、本堂北側の「観音スギ」（胸高幹周二・七八メートル）及びヒノキ（胸高幹周一・二六メートル）があり、これらは樹齢一五〇～一〇〇年程度と推定される。また、手水舎南奥の斜面からタラヨウの大木に枝を絡み上げているフジも一〇〇年程度の樹齢を持つと思われる古木である。

このように、観音寺境内は、山手に直線状に延びる参道とともに、中段の主要伽藍、その奥に続く山林によって特徴的な寺院景観を構成している。山林は密度が高く、伽藍の神聖さを高める地帯として役立っている。

観音寺は境内地の諸要素が複合して優れた寺院環境を保っており、この環境が本堂等の文化財の保存を図る上で欠かせないものとなっている。よって、境内地約四・六四ヘクタールを文化財環境保全地区に決定し、文化財の周辺環境について保全を図る。

（引間俊彰）



観音寺文化財環境保全地区境内地

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成10年3月13日現在)

国指定文化財に指定されたため京都府の指定（登録）が解除（取消し）となった件数、重要文化財及び府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により府の登録が取消しとなった件数は含まない。

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区及び選定保存技術件数一覧

(平成10年3月13日現在)

種別区分	有形文化財								無形文化財	無形民俗文化財					記念物				合計	文環全 化境地 財保区 (選定)	達存 定技 保術 (選定)	総 合							
	建造物		美術工芸品							風俗慣習	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天記念物	小計													
	件数	棟(基)	絵画	彫刻	工芸品	書籍典籍	古文書	考古資料																					
指定期	57	△19	△5	16	2	4	7	△1	△1			△2	15	(認定1)	△1	1	3	△1	4	6	3	2	11	△4	40	15	△4	55	
	58	△29	△3	22	6	4	4			2	1		17			2	4	6	2	3	1	6	△2	38	9	△2	47		
	59	△17	△3	18	3	3	2			△1	1	△1	10			1	1	6	7	2	△1	3	1	△1	6	31	11	△3	42
	60	△17	△2	11	3	3	2			△1	2	1	△1	11					2	1	2	5	△2	23	4	△2	27		
	61	△10	△15	39		1		1	1				3						2	1	2	5	△1	18	5	△1	23		
	62	3	8	3	3				△1	12									1	1	1	3	△1	18	4	△1	22		
	63	3	11	3	3	1			3	1		11							1	1	2	16	1	(認定1)	1	△2	18		
	元	4	9	2	1				△1			△1	(認定1)	△1						1	1	2	16	1		17	△2		
	2	1	1	1	1	4			5	1		12					3	3		1	1	2	18	2	(認定2)	△1	△1	22	
	3	6	12	3	2	4	2	1				12	△2	4										22		(認定1)	△2	23	
	4	4	16	1	1						1	3								1	1	2	9	1		10			
	5	5	13	1	1	1	1			1	1	5								1	1	11	1			12			
	6	2	9	2	2	1			3		1	9	2	(認定2)						1		1	14	1			15		
	7	2	6		2	2			2	1	2	9	1	(認定2)									12	1			13		
	8	3	6	2	2	1			2		2	9											12	2	(認定2)	1	15		
	9	3	9	1	1	1	2	1	1	8	1	(認定2)							1		1	13	1			14			
	計	△7	△32					△1	△4	△1		△6	(認定12)	△3		△1		△1		△1		△1	△18	5	(認定17)	△1	△19	375	
登録期	57	▲25	▲7	44	5	▲1	2	4		1		▲1	12				6	6					▲3	43		▲3	43		
	58	7	11		2	1					3					4	4			5	5	19			19				
	59	▲11	▲1	15		2					2					5	5			1	1	19			▲1	19			
	60	5	11		2						2		1	1	5	6							14				14		
	61	6	9	1	1	2			2	1	1	8				6	3	9					23				23		
	62	4	10			2			2			4			2	5	1	6					16				16		
	63	1	5													4	1	5					6				6		
	元	2	8		1						1		4	2	3	5							12				12		
	2	2	2	2							2		1	3	3								8				8		
	3	1	1													2	2						3				3		
	4	▲1	▲1	4	5				3			3				2	2						▲1	9			▲1	9	
	5	1	1													2	2						3				3		
	6	2	3													1	1						3				3		
	7	2	3													1	1						3				3		
	8	1	1													1	1	2					3				3		
	9	1	4													1	2	3					4				4		
	計	▲4	▲9	75	133	8	▲1	10	9		8	1	1	▲1	37		8	21	41	62			6	6	▲5	188		▲5	188
合計	△7	△4	△9	153	339	41	44	39	6	39	13	8	190	11	10	28	54	82	18	16	19	53	499	59	5	▲5	563		
																△6	(認定12)	△3	△1	△1	△1	△1	△18	△5	△1	(認定19)	△19		

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。

(2) △印は、重要文化財等に指定されたため、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。

(3) ▲印は、重要文化財等又は府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により、京都府の登録が取消しとなった件数(棟数)で内数である。

(4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都の文化財（第十六集）

平成十一年三月発行

発行 京都府教育委員会
編集 京都府教育庁指導部
文化財保護課